

第1回 三重県議会議員の政治倫理に関する  
検討プロジェクト会議 事項書

令和3年 6月28日  
601特別委員会室

1 座長及び副座長等の確認について

2 会議の運営について

3 今後の進め方等について

4 その他

<配付資料>

資料1 三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議名簿

資料2 「三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」の設置について

資料3-1 議員によるSNS上の書き込みに関するこれまでの経緯

資料3-2 三重県議会議員の政治倫理に関する条例

資料3-3 政治倫理に関する条例の他県比較

参考 平成18年度政治倫理確立特別委員会の会議録等

提出依頼様式（現行条例の課題等について）

三重県議会議員の政治倫理に関する  
検討プロジェクト会議名簿

役 職	氏 名	会 派 名
座 長	小島 智子	新政みえ
副座長	服部 富男	自由民主党県議団
委 員	北川 裕之	新政みえ
委 員	川口 円	新政みえ
委 員	津田 健児	自由民主党県議団
委 員	村林 聰	自民党
委 員	谷川 孝栄	草 莽
委 員	今井 智広	公明党
委 員	山本 里香	日本共産党
委 員	稻森 稔尚	草の根運動いが

## 「三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」 の設置について

令和3年6月9日の議会改革推進会議役員会において、三重県議会議員の政治倫理に関する検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

### 1 名称

三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議

### 2 目的

三重県議会議員の政治倫理に関する検討を行い、検討結果を取りまとめる。

### 3 構成

(1) 10名の委員で構成する。

(新政みえ3名、自由民主党県議団2名、自民党1名、草莽1名、  
公明党1名、日本共産党1名、草の根運動いが1名)

(2) 正副座長については議会改革推進会議役員から選出する。

(座長は新政みえ、副座長は自由民主党県議団)

### 4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

## 議員によるSNS上の書き込みに関するこれまでの経緯

### ○4月5日【議長定例記者会見】

- ・小林貴虎議員に公開質問状を送った同性カップルの名前と住所が小林貴虎議員自身のブログに公開されていることが新聞報道され、このことについて、議長定例会見で質問される。議長は事実確認をし、対応を検討する旨を発言。
- ・小林貴虎議員がブログから2人の名前と住所を削除。

### ○4月14日【代表者会議】

小林貴虎議員から説明を求める場について、政治倫理審査会とするか、代表者会議とするか、それ以外の場とするかを各会派に持ち帰って検討し、次回の代表者会議で改めて協議することを決定。

### ○4月19日【代表者会議】

まずは代表者会議の場で小林貴虎議員から話を聞き、その後、必要であれば政治倫理審査会の設置について考えていく旨を決定。

### ○4月21日【代表者会議】

- ・小林貴虎議員から経緯の説明と謝罪があった後、今回の行為と人権侵害との関係などの質疑が行われる。
- ・小林貴虎議員が退席後、協議が行われ、政治倫理審査会の設置について代表者会議の総意は得られず、人権侵害についての考え方、今後の責任について自由民主党県議団で整理をし、次回の代表者会議で報告する旨を決定。

### ○4月26日【代表者会議】

- ・津田議員から、小林貴虎議員の行為がプライバシーの侵害に当たり、人権侵害と判断されたとしても否定できないと考えること、小林貴虎議員本人から差別解消を目指す条例検討調査特別委員会の委員を辞退したいとの申し出があり、委員の差し替えを議長に申し入れたことが伝えられる。
- ・出席議員からは、小林貴虎議員には人権感覚を磨いてほしいという意見等が出される。
- ・協議の結果、自由民主党県議団の整理及び対応を了承することとし、小林貴虎議員に対して議長から厳重注意を行い、自由民主党県議団も今後このようなことが生じないよう徹底をすること、今回の件を議会全体の問題として捉え、正副議長が声明を出すこと、議員の人権意識を高める取り組みを進めていくこと、SNSの取り扱い方のガイドラインについて検討していくこととなり、政治倫理審査会については、今後の開催に備え、運用規則等を整理することとされる。

### ○4月28日【代表者会議】

- ・津田議員より、小林貴虎議員から教育警察常任委員会の副委員長を辞任したい旨の申し出があったことと、小林貴虎議員が代表者会議で謝罪した後に、公開質問状を送った2人を誹謗中傷するツイッター上の投稿に対して「いいね」をした件についての調査結果が報告される。
- ・その後、質疑及び協議が行われ、小林貴虎議員には改めて正副議長から厳重注意を行うこと、自由民主党県議団は2人への謝罪等の対応について、改めて代表者会議で報告すること、この問題については議長声明ではなく議会決議に向けて対応を進めること、政治倫理審査会の運用についての検討を進めることが確認される。

### ○5月13日【代表者会議】

4/28の代表者会議を受けて、議長から小林貴虎議員へ厳重注意を行ったことと、津田議員から公開質問状を送った2人へ小林貴虎議員とともに謝罪を行ったことについて報告される。

### ○5月21日【代表者会議】

「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」の運用に向けての規定の検討について、議会改革推進会議で検討することとされる。

# 三重県議会議員の政治倫理に関する条例

〔平成18年12月26日  
三重県条例第84号〕

議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の搖るぎない信頼があって初めて成し遂げられるものである。

そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。

我々議員は、県民の厳粛な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。

ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準等を定める政治倫理に関する条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

## (責務)

第2条 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

## (政治倫理規準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

- 一 議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。
- 二 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。
- 三 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。
- 四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
- 五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。
- 六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

## (審査の請求)

第4条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の12分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

## (審査会の設置)

第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。

- 2 審査会は、委員11人以内で組織する。
- 3 委員は、議員のうちから議長が任命する。

- 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
  - 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (審査会の運営)
- 第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。
- 一 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 二 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 三 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第3条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めめた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとする。
  - 四 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
  - 五 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。
  - 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。
  - 七 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。
  - 八 審査会の会議は、原則として非公開とする。
  - 九 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかつた場合で、審査の請求をされた議員の名誉を回復することが必要であると認めるとときは、政治倫理規準に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。
  - 3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。

(議長への報告)

第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第8条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第9条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会（H18.12.26）	宮城県議会（H11.12.21）	長崎県議会（H15.4.1）	滋賀県議会（H15.4.1）	奈良県議会（H16.7.1）
前文	<p>議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の信るぎない信頼があつて初めて成し遂げられるものである。</p> <p>そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理觀と深い見識が不可欠である。</p> <p>我々議員は、県民の厳肅な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。</p> <p>ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準等を定める政治倫理に関する条例を制定する。</p>	<p>地方分権推進の中で、地方議会の使命と役割が一層大きくなっているが、主権者たる県民の信託を受け議会を構成している議員の政治倫理の確立は、その根幹である。ここに宮城県議会の権威と名誉を守り、議会制民主主義の健全な発展に資するため、本条例を制定する。</p>		<p>政治倫理の確立は、議会政治の根幹である。</p> <p>われわれ政治にかかる者は、県政が県民の厳肅な信託によるものであることを自覚し、良心と責任を持って政治活動を行い、いやしくも県民の信頼を損なうことのないよう努めなければならない。</p> <p>併せて、議会議員は、地域社会の声を確かな形で、県政に反映させる役割をも担っている。</p> <p>夢と希望にあふれた地域社会をつくるために、今後、さらに大きな役割が期待される地方議会の健全な発展を期して、ここに滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例を制定する。</p>	
目的	<p>（目的） 第1条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名譽を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一条 この条例は、県民の厳肅な信託を受けた宮城県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び行為規範並びに議員が自らの資産を公開すること等について定めることにより、政治倫理の確立を期し、もって公正で開かれた民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一条 この条例は、長崎県議会議員（以下「議員」という。）の責務と行為規範を定めることにより、議会制民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期すとともに、長崎県議会（以下「議会」という。）の権威と名譽を守り、主権者たる県民の厳肅な信託に応え、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、滋賀県議会議員（以下「議員」という。）の責務および政治倫理規準を定めること等により、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期すとともに、滋賀県議会（以下「議会」という。）の権威と名譽を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展と公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、奈良県議会議員（以下「議員」という。）の責務と規範を定めるとともに、奈良県議会（以下「議会」という。）の権威と名譽を守り、主権者たる県民の厳肅な信託に応え、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>
責務	<p>（責務） 第2条 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律すとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯（し）かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられることを深く認識し、かりそめにも県民の非難を受けることのないよう政治倫理の向上に努めなければならない。</p> <p>2 県民は、主権者として公共の利益の重要性を深く認識し、議員の権限又は地位による影響力を不正に行使させることのないよう努めなければならない。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、政治倫理の向上に努めなければならない。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、地方議会の持つ使命と果たす役割の大きさを認識し、自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、政治倫理の向上に努めるとともに、県民は、公共の利益の重要性を深く認識し、議員の有する権限または地位による影響力を不正に行使させることのないよう努めなければならない。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、政治倫理の向上に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、自らの行動を厳しく律すとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うよう努めなければならない。</p>
政治倫理規準	<p>（政治倫理規準） 第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。</p> <p>一 議員は、議員の品位と名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。</p> <p>二 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定者の利益を得てはならないこと。</p> <p>三 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政手の処分に関して、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。</p> <p>四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。</p> <p>五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。</p> <p>六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p>	<p>（行為規範） 第三条 議員は、次の各号に掲げる行為規範を遵守しなければならない。</p> <p>一 議員は、自らの行動を厳しく律すとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。</p> <p>二 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、公正な選挙活動及び清廉な政治活動を行い、自らの使命の達成に努めること。</p> <p>三 議員は、県民全体の福祉の向上を目指して行動することを本旨とし、特定の利益を求める、公共の利益を損なうことのないよう努めること。</p> <p>四 議員は、その権限又は地位による影響力を不正に行使することにより公務員の公正な職務遂行を妨げるなど、不正な行為をしないこと。</p> <p>五 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。</p> <p>六 議員は、前項各号の行為規範に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで真摯かつ誠実に事実を解明するよう努めなければならない。</p>	<p>（行為規範） 第三条 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の各号に定める事項を遵守して行動しなければならない。</p> <p>（1）議員は、県民全体の福祉の向上を目指として行動すること。</p> <p>（2）議員は、地方自治の本旨にのっとり議員本来の責務を全うすること。</p> <p>（3）議員は、みずから行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。</p> <p>（4）議員は、特定の利益を擁護することにより公共の福祉を損なう県民から批判を受けることのないように努めなければならないこと。</p> <p>（5）議員は、公正を疑われるような金品の授受をしてはならないこと。</p> <p>（6）議員は、利益を得ることを目的として、行政手が行う許可若しくは認可又は県が発注する建設工事の請負契約若しくは物品の購入契約に關する有利になるような働きかけをしてはならないこと。</p> <p>（7）議員は、前号に規定するもののほか、公務員の公正な職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。</p> <p>（8）議員の配偶者又は2親等以内の親族が取締役若しくは監査役又はこれらに準すべき者となっている法人については、議員は、当該法人の営業に關与しないよう努めること。</p> <p>（9）議員及び議員の資金管理団体（後援団体を含む。）は、政治的又は道義的批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。なお、公共工事受注企業等からの政治活動に関する寄附については、透明性をもって適正に対応すること。</p> <p>2 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。</p> <p>3 辞職、失職等により議員の職を離れた者は、議員在職中の行為について政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明する義務を負うものとする。</p>	<p>（政治倫理規準） 第三条 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。</p> <p>（1）議員は、県民全体の福祉の向上を目指して行動すること。</p> <p>（2）議員は、地方自治の本旨にのっとり議員本来の責務を全うすること。</p> <p>（3）議員は、みずから行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。</p> <p>（4）議員は、特定の利益を擁護することにより公共の福祉を損なう県民から批判を受けることのないように努めなければならないこと。</p> <p>（5）議員は、公正を疑われるような金品の授受をしてはならないこと。</p> <p>（6）議員は、財産上の利益を得ることを目的として、行政手が行う許可もしくは認可または県もしくは県が出資する団体が発注する建設工事等の請負契約、物品の購入契約等に關し、特定の者に有利または不利になるような働きかけをしてはならないこと。</p> <p>（7）議員は、前号に規定するもののほか、財産上の利益を得ることを目的として、その権限または地位による影響力を及ぼすことにより公務員および県が出資する団体の役職員の公正な職務の執行を妨げる等不正な行為をしてはならないこと。</p> <p>（8）議員は、滋賀県職員（会計年度任用職員、嘱託員および臨時任用職員を含む。）の採用および人事異動に不当に関与してはならないこと。</p> <p>（9）議員および議員の資金管理団体（後援団体を含む。）は、政治的または道義的批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。</p> <p>2 議員は、政治倫理に関し、政治的または道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。</p> <p>3 辞職、失職等により議員の職を離れた者は、政治倫理に関し、議員在職中の行為について政治的または道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明するよう努めるものとする。</p>	<p>（行為規範） 第三条 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。</p> <p>一 県民全体の福祉の向上を目指して行動すること。</p> <p>二 その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより公務員の公正な職務の執行を妨げる行為をしないこと。</p> <p>三 県が行う許可等その他の行為又は県若しくは県が出資する団体（以下「県等」という。）と締結する建設工事の請負契約、物品の購入契約その他の契約に關し、特定の者に有利又は不利になるような働きかけをしないこと。</p> <p>四 県等に対し、請負し、又は請負をする営利を目的とする会社の役員に就任しないこと。</p> <p>五 公正を疑われるような金品の授受をしないこと。</p> <p>六 政治的又は道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。</p> <p>七 その資金管理団体（後援団体を含む。）に、前号の寄附を受けさせないこと。</p> <p>2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。</p>

	三重県議会 (H18.12.26)	宮城県議会 (H11.12.21)	長崎県議会 (H15.4.1)	滋賀県議会 (H15.4.1)	奈良県議会 (H16.7.1)
審査の請求	(審査の請求) 第4条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の12分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。	(審査の請求) 第八条 議員は、第三条第一項各号の行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるとき、又は、第四条から第六条までの規定により提出された資産等報告書等に重大な虚偽があると認められる議員があるときは、これを證する資料を添え、議員定数の2分の一以上の議員の連署をもって、文書で議長に審査を請求することができる。ただし、一派のみの議員の連署による請求ではその効力を生じない。	(審査の諮問) 第4条 議長は、議員等の行為が前条に規定する行為規範に反する疑いがあるときは、議会運営委員会に審査諮問するものとする。選挙権を有する県民の50分の1以上の者の連署をもって、議員等の行為が前条に規定する行為規範に反する疑いがあることを証する資料を添付し審査の申し立て（以下「県民の審査申し立て」という。）がなされたときは紹介でもって議長に審査の請求をすることができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。	(審査の請求) 第4条 議員および地方自治法(昭和22年法律第67号)第18条に定める選挙権を有する県民は、前条第1項各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認められる議員等があるときは、議員の定数の3分の1以上で、かつ、2会派以上の議員の連署または紹介でもって議長に審査の請求をすることができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。	(審査の請求) 第四条 議員は、前条第一項に規定する行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、これを証する資料を添え、議員定数の八分の一以上の議員の連署をもって、文書で奈良県議会議長（以下「議長」という。）に審査を請求することができる。
審査会の設置	(審査会の設置) 第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。  2 審査会は、委員11人以内で組織する。 3 委員は、議員のうちから議長が任命する。 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。	(審査会の設置) 第九条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に宮城県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。  2 審査会は委員十五人以内とし、委員は各会派から推薦を受けた議員のうちから議長が指名する。 3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。 4 審査会の会議は、原則として非公開とする。 5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、有識者の意見を聞くことができる。		(審査会の設置) 第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に滋賀県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。  2 審査会は、委員12人以内で組織する。 3 委員は、議員および学識経験を有する者のうちから議長が任命する。 4 審査会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。	(審査会の設置) 第五条 議長は、前条の審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に奈良県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
審査会の運営	(審査会の運営) 第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。 一 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 二 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 三 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第3条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとする。 四 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 五 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。 七 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。 八 審査会の会議は、原則として非公開とする。 九 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。  2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかった場合で、審査の請求をされた議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規準に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。  3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に詰つて定める。	(審査委員会の運営等) 第6条 前条の規定により諸問を受け審査を行う議会運営委員会（以下「審査委員会」という。）の運営は、次によるものとする。 (1) 審査委員会は、議員の4人以上（2会派以上の議員とする。）から審査若しくは再審査の申し立てがあつたとき、又は、県民の審査申し立てがなされたときは、審査を開始するものとする。 (2) 審査委員会は、原則として非公開とする。 (3) 審査委員会が、審査結果又はこの条例の遵守を求める勧告若しくはその他の措置（文書警告、出席自粛、役職辞任勧告、全員協議会での陳謝又は議員辞職勧告をいう。）を決定しようとするときは、出席委員の合意によるものとする。 (4) 審査委員会は、審査のため必要があるときは、議員等の出席を求める、その意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 (5) 審査の申し立てをされた議員等は、審査委員会から出席の要請があつた場合は、必ず出席し、誠実に答える義務を負う。 (6) 審査の申し立てをされた議員等は、審査委員会において弁明することができる。 (7) 審査委員会の経過及び結果について、外部に発表する必要がある場合は、すべて委員長がこれにあたる。なお、非公開である審査委員会の経過及び結果が、委員長の発表前に外部に漏洩し、申し立てをされた議員等に迷惑をかけた場合、審査委員会は連帯してその責任を負う。	(審査会の運営) 第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。 (1) 審査会が、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任または議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、出席委員全員の合意によるものとする。 (2) 審査会は、審査のため必要があるときは、議員等に対し、その出席を求め、意見もしくは事情を聴取し、または報告を求めることができる。 (3) 審査の請求に係る議員は、審査会から出席の要請があつた場合は、必ず出席し、誠実に答える義務を負う。 (4) 審査の請求に係る議員は、審査会において弁明することができる。 (5) 審査会の委員または委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (6) 審査会の委員は、公平かつ適切に職務を執行しなければならない。  2 審査会は、前項第1号に定める措置に至らなかった場合で、審査の請求に係る議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。  3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が審査会に詰つて定める。	(審) 第六条 審査会は、関係者から意見若しくは事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。 2 審査会は、審査を請求した議員及び審査を求められた議員の意見又は事情を聴取するため、それらの者の出席を求めることができる。 3 審査を求められた議員は、審査会に対し、口頭又は文書により弁明することができる。  (守秘義務等) 第九条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	2 審査会の委員は、その職務を政治目的のために利用してはならない。

	三重県議会（H18.12.26）	宮城県議会（H11.12.21）	長崎県議会（H15.4.1）	滋賀県議会（H15.4.1）	奈良県議会（H16.7.1）
議長への報告	(議長への報告) 第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	(審査結果の報告) 第8条 審査会の委員長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。	(議長への報告) 第6条 審査委員会の委員長は、審査の結果について、審査委員会の意見を付して、議長に報告するものとする。	(議長への報告) 第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	(審査の結果の報告) 第7条 審査会の委員長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。
審査結果の通知・公表	(審査の結果の通知及び公表) 第8条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。			(審査の結果の通知) 第8条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者および審査の請求に係る議員に対して審査の結果を通知するものとする。	
意見書の提出・公表	(意見書の提出及び公表) 第9条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。			(意見書の提出) 第9条 審査の請求に係る議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部または概要を併せて公表するものとする。	
措置	(措置) 第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。	(辞職勧告等の措置) 第11条 審査会がその審査により、議員が第三条第一項各号の行為規範に反し、又は、その資産等報告書等に重大な虚偽があり、政治的又は道義的に責任があると認めた場合には、議長は、当該議員等に対して、第5条第1項第3号に定める勧告又はその他の必要な措置をとるべきである。	(措置) 第7条 審査委員会がその審査により、議員等がこの条例に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合には、議長は、当該議員等に対して、第5条第1項第3号に定める勧告又はその他の必要な措置をとるべきである。	(措置) 第10条 審査会がその審査により、議員が第3条第1項各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的または道義的に責任があると認めた場合には、議長は、第6条第1項第1号に定める措置を講ずるものとする。	(措置) 第8条 審査会がその審査により、議員がこの条例に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合には、議長は、当該議員に對し、審査会が必要と認める措置を講ずることができる。
委任	(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(その他) 第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

	三重県議会（H18.12.26）	宮城県議会（H11.12.21）	長崎県議会（H15.4.1）	滋賀県議会（H15.4.1）	奈良県議会（H16.7.1）
その他			(啓発活動) 第8条 議長は、議員に対する研修、調査等を行うことにより、政治倫理の啓発に努めるものとする。	(県民の理解と協力) 第11条 議会は、この条例の趣旨の周知徹底を図り、広く県民の理解と協力を求めるものとする。	
その他					
その他					
その他					

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会（H18.12.26）	福井県議会（H19.7.20）	広島県議会（H19.10.11）	岩手県議会（H22.5.1）	鳥取県議会（H25.3.29）
前文	<p>議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の握るぎない信頼があつて初めて成し遂げられるものである。</p> <p>そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理觀と深い見識が不可欠である。</p> <p>我々議員は、県民の厳肅な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正・誠実・清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。</p> <p>ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準等を定める政治倫理に関する条例を制定する。</p>		<p>県民の奉仕者たる県議会議員の政治活動は、県民からの信頼と負託に基づくものであり、議員が、自らを律する厳しい政治倫理を実践することによってのみ、公正かつ健全な政治の実現が可能となるものである。</p> <p>地方分権が進展し、地方議会の役割が一層大きくなる中、県議会議員には県勢進展のための重大な使命が課せられており、より高い倫理觀と識見が求められていることについて、議員一人一人が改めて認識を深めなければならない。</p> <p>ここに、広島県議会における政治倫理の確立と議会制民主主義の健全な発展を期して、この条例を制定する。</p>	<p>本県議会は、県民の負託にこたえるため、これまで議員の政治倫理の確立のための決議を行うなど、議員の政治倫理の確立と向上に努めてきたところである。</p> <p>岩手県議会基本条例（平成20年岩手県条例第72号）では、更なる倫理觀の向上を期し、議員の基本的な責務を明らかにするとともに、議員の政治倫理に関しては条例で定めるものとした。</p> <p>ここに本県議会は、議員の責務及び行為規範等を明らかにすることにより、確固たる政治倫理を確立することを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>県民の厳肅な負託を受け、県民の税金の使途を決定する我々議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位及び品格と識見を養うよう努め、その職責を全うしなければならない。</p> <p>しかるに、近年、議員が関与する社会福祉法人の不祥事が相次いで生じ、鳥取県議会は政治倫理に関し多くの県民から批判を受けてきた。</p> <p>こうした反省に立ち、平成24年7月に制定した鳥取県議会基本条例では、議員の政治倫理に関して県民の代表として高潔性及び公正性の保持を議員に義務付けるとともに、新たに規定を設けることとした。</p> <p>ここに、鳥取県議会は、議員としての責務及び遵守すべき行為規範を明らかにすることにより、議員一人一人が一層高い倫理觀をもって行動し、政治倫理の確立を通して県民に信頼される議会を目指すため、この条例を制定する。</p>
目的	<p>（目的） 第1条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名譽を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、福井県議会議員（以下「議員」という。）の責務、政治倫理規準等を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を図るとともに、福井県議会（以下「議会」という。）の秩序および名譽を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、広島県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び行為規範を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、広島県議会（以下「議会」という。）の権威と名譽を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、政治倫理の確立のため、岩手県議会（以下「議会」という。）の議員の責務及び行為規範その他の必要な事項を定めることにより、主権者たる県民の厳肅なる信託にこたえ、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び行為規範を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を図るとともに、県民の厳肅な負託に応え、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>
責務	<p>（責務） 第2条 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律すとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、政治倫理に関し、政治的または道義的批判を受けたときは、真摯（し）かつ誠実に事實を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、県民の負託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律して、政治倫理の向上に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律すとともに、県民の代表として良心および責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、政治倫理に関し、政治的または道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事實を解明し、その責任を進んで明確にしなければならない。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律して、政治倫理の向上に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、時代の要請に的確に対応できる識見を養うとともに、常に県民全体の福祉の向上を目指して行動するよう努めなければならない。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、重大な使命及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民の批判を受けることのないよう、政治倫理の向上に努めなければならない。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、議会が果たす役割と権限の大きさを認識し、法令を遵守することはもとより、公正な職務と高い倫理的義務が課されていることを自覚して、自らの行動を厳しく律しなければならない。</p>
政治倫理規準	<p>（政治倫理規準） 第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第184号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。</p> <p>一 議員の品位と名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。</p> <p>二 議員は、議員の品位と名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。</p> <p>三 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を囂つてはならないこと。</p> <p>四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行つてはならないこと。</p> <p>五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。</p> <p>六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（国若しくは地方公共団体の公務員または関係団体（国若しくは地方公共団体がそれまたは合計で資本金・基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人および地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）の役員若しくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p> <p>七 議員の資金管理団体に、前号の寄附を受けさせないこと。</p> <p>八 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。</p> <p>九 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（国若しくは地方公共団体がそれまたは合計で資本金・基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人および地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）の役員若しくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p> <p>十 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。</p> <p>十一 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事實を解明し、その責任を進んで明確にしなければならない。</p>	<p>（行為規範） 第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第184号）等の諸規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。</p> <p>一 議員の品位と名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。</p> <p>二 議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、自己または特定の者の利益を囂つてはならないこと。</p> <p>三 国若しくは地方公共団体が結する売買、貸借、譲渡その他の契約または特定の者に対する行政庁の処分に関する、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。</p> <p>四 公正を疑われるような金品の授受を行つてはならないこと。</p> <p>五 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。</p> <p>六 議員の資金管理団体に、前号の寄附を受けさせないこと。</p> <p>七 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。</p> <p>八 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員または関係団体（国若しくは地方公共団体がそれまたは合計で資本金・基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人および地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）の役員若しくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p> <p>九 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。</p> <p>十 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事實を解明し、その責任を進んで明確にしなければならない。</p>	<p>（行為規範） 第3条 議員は、次に掲げる行為規範を遵守しなければならない。</p> <p>（1）議員は、議員の品位及び名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。</p> <p>（2）議員は、その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより、自己又は特定の者の利益を囂つてはならないこと。</p> <p>（3）議員は、利益を得ることを目的として、国内外公共団体若しくは国若しくは地方公共団体が出資している法人が締結する売買、貸借、譲渡その他の契約（以下「公共事業等」という。）又は特定の者に対する行政庁の処分に関する、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。</p> <p>（4）議員は、公正を疑われるような金品の授受を行つてはならないこと。</p> <p>（5）議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（国若しくは地方公共団体が出資している法人及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。））の役員若しくは職員に対し、その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p> <p>（6）議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。</p> <p>（7）議員は、その資金管理団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項に規定する資金管理団体をいう。）及び後援団体（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。）に、前号の寄附を受けさせないこと。</p> <p>（8）議員は、その配偶者及び同居の親族に、公共事業等に関する、県民の疑惑を招くような行為をさせないこと。</p>	<p>（行為規範） 第3条 議員は、次に掲げる行為規範を遵守して行動しなければならない。</p> <p>（1）議員としての品位を著しく損なう行為により、県民の議会に対する信頼を失墜させてはならないこと。</p> <p>（2）自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。</p> <p>（3）自らが役員をし、又はそれと同等の影響力を有している法人その他の団体（以下「法人等」という。）が法令を遵守することを徹底させ、県民に疑惑を抱かせることのないようにしなければならないこと。</p> <p>（4）県又は県の関係団体の役員又は職員（以下「県等の役職員」という。）に対し、公正な職務の執行を妨げたため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。</p> <p>（5）その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、県等の役職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えてはならないこと。</p> <p>（6）公正を疑われるような金品その他經濟的利益を与え、又は得てはならないこと。</p> <p>（7）公正を疑われるような公金の支出の請求をしてはならないこと。</p> <p>（8）道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせないこと。</p> <p>（9）議員の資金管理団体及び後援団体に、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせなければならないこと。</p>	<p>2 議員は、前項各号に掲げる行為規範に反するとの疑惑を招いたときは、自ら進んで当該疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。</p> <p>3 議員の職を離れた者は、第1項各号に掲げる行為規範に關し、議員在職中の行為について県民の批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事實を説明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。</p>

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会（H18.12.26）	福井県議会（H19.7.20）	広島県議会（H19.10.11）	岩手県議会（H22.5.1）	鳥取県議会（H25.3.29）				
審査の請求	<p>(審査の請求) 第4条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の12分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。</p>	<p>(審査の請求) 第4条 議員は、前二条に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の十二分の一以上の議員の連署により、議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行う。</p>	<p>(審査の請求) 第4条 議員は、前条第1項各号に規定する行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の6分の1以上で、かつ、2以上の会派（議会運営委員会において交渉団体として認められたもの）の議員が連署し、理由を明らかにした文書をもって広島県議会議長（以下「議長」という。）に審査を請求することができる。</p>	<p>(審査の請求) 第4条 議員は、前条第1項の行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員定数の3分の1以上で、かつ、2以上の会派（議会運営委員会において交渉団体として認められたもの）の議員が連署し、理由を明らかにした文書をもって議長に審査を請求することができる。</p>	<p>(審査の請求) 第5条 議員は、他の議員において第3条第1項各号に掲げる行為規範に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員の連署により、理由を明らかにした文書をもって、議長に審査を請求することができる。</p> <p>2 議長は、前項の規定により審査の請求があったときは、審査の請求をされた議員（以下「被審査議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。</p>				
審査会の設置	<p>(審査会の設置) 第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。</p> <p>2 審査会は、委員11人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、議員のうちから議長が任命する。</p> <p>4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。</p> <p>5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p>	<p>(審査会の設置) 第六条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に福井県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 審査会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、議員のうちから議長が指名する。</p> <p>4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。</p> <p>5 審査会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。</p> <p>7 委員又は委員であった者は、第1項の審査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>(審査会の設置) 第五条 議長は、前条の規定に基づく審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に広島県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 審査会は、委員11人以内をもって組織し、委員は、各会派で協議し、議長が指名する。</p> <p>3 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。</p> <p>4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。</p> <p>5 審査会の会議は、原則として非公開とするものとする。</p>	<p>(審査会の設置) 第六条 議長は、前条第1項の規定により審査の請求があったときは、これを審査するため、鳥取県議会に鳥取県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、議員及び弁護士その他の学識経験を有する者のうちから議長が任命する。</p> <p>4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。</p> <p>5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 委員長は、審査会を代表し、その事務を総理する。</p> <p>7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。</p> <p>8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。</p> <p>9 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。</p>	<p>(審査会の設置) 第七条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>3 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第3条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の三分の二以上の多数による賛成を要するものとする。</p> <p>4 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求める、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることがある。</p> <p>5 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。</p> <p>6 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭または文書により弁明することができる。</p> <p>7 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。</p> <p>8 審査会の会議は、原則として非公開とする。</p> <p>9 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかった場合で、審査の請求をされた議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規準に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。</p>	<p>(審査会の運営) 第六条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>3 前2号の規定にかかわらず、審査の請求をされた議員につき、第3条第1項の行為規範に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な措置を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の三分の2以上の多数による賛成を要するものとする。</p> <p>4 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求める、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることがある。</p> <p>5 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。</p> <p>6 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭または文書により弁明することができる。</p> <p>7 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。</p> <p>8 審査会の会議は、原則として非公開とする。</p> <p>9 審査会の委員または委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかった場合で、被審査議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。</p> <p>3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。</p>	<p>(審査会の運営) 第六条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>3 前号の規定にかかわらず、審査の請求をされた議員につき、第3条第1項の行為規範に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な措置を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の三分の2以上の多数による賛成を要するものとする。</p> <p>4 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求める、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることがある。</p> <p>5 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。</p> <p>6 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭または文書により弁明することができる。</p> <p>7 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。</p> <p>8 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかった場合で、被審査議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。</p> <p>9 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。</p>	<p>(審査会の会議) 第七条 審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されるまでの間にあっては、議長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、被審査議員から請求があったときは、公開とする。</p> <p>5 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が会議に諮って定める。</p>	<p>(審査会の方法) 第八条 審査会は、まず、審査の請求対象とされた行為が第3条第1項各号に掲げる行為規範に反するか否かを審査し、当該行為規範に明らかに反しないと認めるときは、直ちに当該請求の審査を終了するものとする。</p> <p>(意見の聴取等) 第九条 審査会は、審査のため必要があるときは、議員その他関係人に對し、出席を求める、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。</p> <p>2 被審査議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。</p> <p>3 被審査議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。</p>
審査会の運営									

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会 (H18.12.26)	福井県議会 (H19.7.20)	広島県議会 (H19.10.11)	岩手県議会 (H22.5.1)	鳥取県議会 (H25.3.29)
議長への報告	(議長への報告) 第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	(議長への報告) 第八条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	(審査の結果の報告) 第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	(議長への報告) 第7条 委員長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。	(議長への報告及び名譽回復措置) 第11条 委員長は、審査の結果を文書により議長に報告するものとする。 2 委員長は、審査の結果、前条の措置を講ずるよう求めるに至らなかつた場合で、被審査議員の名譽を回復することが必要であると審査会が認めるときは、第3条第1項各号に掲げる行為規範に反する事実が存在しない旨を前項の報告に併せて議長に報告するものとする。
審査結果の通知・公表	(審査の結果の通知及び公表) 第8条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。	(審査の結果の通知および公表) 第九条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。	(審査の結果の通知) 第8条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び被審査議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。	(審査の結果の通知及び公表) 第8条 議長は、前条の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項の規定に基づく意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。	(審査の結果の通知、公表等) 第12条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び被審査議員に対して審査の結果を通知するものとする。 2 被審査議員は、前項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 3 議長は、審査の結果及び前項の規定により提出された意見書を公表しなければならない。
意見書の提出・公表	(意見書の提出及び公表) 第9条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。	(意見書の提出および公表) 第十条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。	(意見書の提出及び公表) 第9条 被審査議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。	(意見書の提出及び公表) 第9条 審査の請求をされた議員は、前条の通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定に基づき意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。	
措置	(措置) 第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。	(措置) 第11条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。	(措置) 第10条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じるものとする。 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。	(措置) 第10条 議長は、第7条の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、審査会が必要と認める措置その他適切な措置を講ずるものとする。 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。	(措置) 第13条 議長は、第11条の規定による報告を受けたときは、審査会が必要と認めた措置を講ずることができる。 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。
委任	(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(補則) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。	(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会（H18.12.26）	福井県議会（H19.7.20）	広島県議会（H19.10.11）	岩手県議会（H22.5.1）	鳥取県議会（H25.3.29）
その他		<p>（請負等に関する制限） 第四条 議員は、地方自治法第九十二条の二の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる企業等が、県および県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人の発注する工事等の請負および業務委託の契約を辞退することを求めるなど、県民に疑念を抱かせることのないよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 議員、その配偶者または二親等以内の親族が役員をしている企業等</li> <li>二 議員が資本金その他これに準ずるもの三分の一以上を出資している企業等</li> <li>三 議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等</li> </ul>			<p>（兼業の自粛） 第4条 議員は、県から財政的援助を受ける法人等の役員に就任することを自粛するよう努めるものとする。</p>
その他					<p>（必要な措置の要求） 第10条 審査会は、審査の結果、被審査議員につき、第3条第1項各号に掲げる行為規範に反すると認めるときは、第7条第3項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の多数による賛成により、次に掲げる措置のいずれかを講ずるよう議長に求めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）別表に掲げる議員全員協議会（以下「全員協議会」という。）における戒告</li> <li>(2) 全員協議会における陳謝</li> <li>(3) 議長若しくは副議長、委員会の委員長若しくは副委員長又は議会運営委員会若しくは鳥取県議会会議規則別表に掲げる協議等の場（全員協議会を除く。）の構成員の辞任の勧告</li> <li>(4) 鳥取県議会会議規則別表に掲げる代表者会議又は政策調整会議への出席（構成員としての出席を除く。）の停止</li> <li>(5) 一定期間の出席の自粛</li> <li>(6) 議員辞職の勧告</li> <li>(7) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める措置</li> </ol>
その他					
その他					

## 参考

三重県議会

三重県議会 &gt; 県議会の活動 &gt; 委員会 &gt; 委員会会議録 &gt; 平成18年度 委員会会議録 &gt; 平成18年9月5日 政治倫理確立特別委員会 会議録

## 平成18年9月5日 政治倫理確立特別委員会 会議録

## 政治倫理確立特別委員会

## 会議録

(開会中)

開催年月日 平成18年9月5日 自 午前10時00分 ~ 至 午前10時30分

会議室 601特別委員会室

出席委員 12名

委員長 橋川 犁也 君

副委員長 舟橋 裕幸 君

委員 石原 正敬 君

委員 中森 博文 君

委員 水谷 隆 君

委員 田中 俊行 君

委員 田中 博 君

委員 桜井 義之 君

委員 三谷 哲央 君

委員 山本 勝 君

委員 吉川 実 君

委員 岩名 秀樹 君

欠席委員 なし

出席説明員

総務課長 神田 要文 君

調整監 神戸 保幸 君

企画法務課長 高沖 秀宣 君

議事課長 青木 正晴 君

傍聴議員 1名

中嶋 年規 君

県政記者クラブ 12名

傍聴者 3名

議題および協議事項

## I 調査事項

## 1. 政治倫理条例について

## 【会議の経過とその結果】

## 〔開会の宣言〕

## Ⅰ 所管事項の調査

(1)事務局から資料に基づき説明(神田課長説明)

(2)所管事項の質疑

○橋川委員長 それでは、条例の方向性について、各会派のご意見、お考えを伺わせていただきたいと思います。その前に資料を配っていただきます。

それでは、新政みえさんの方から、方向性、どういうふうな方向性の条例に作っていったらいいかということについてのお考え方というところで、お考えを伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○三谷委員 新政みえですが、会派の検討委員会のメンバーで、外部の方も招いて勉強会をさせていただきました。そこで、皆さん方のお手元に配させていただきました条例論点ということで一定程度整理をさせていただいたんですが、基本的な考え方としましては、もう既に三重県議会の場合は決議ですか要綱等がありますので、理念的なものはある意味ではもう確立しているんではないかと。ですから、今回この条例を作るに当たっては、より具体的に対応ができるような条例にしていくべきではないかというのが基本的なスタンスでございます。

その上で、1、2、3、4、5、6と6つ、会派の中で議論になった論点と、このあたりのところを特別委員会でご議論いただければということで取り上げてまいりました。

1つは、議員の政治倫理に関する事件が起きたときの迅速な対応ができるシステムを構築するということで、これは結論をすぐに出せということではなくに、こういう事件が起きたときに議会としてどう対応しますよと。例えば倫理委員会なり審査会というものを常設しておって、もうそこにすぐさまこういう事柄を諮詢したとか、こちらの方に検討していただくように依頼をしたとか、何かそういうふうな県民の方から見たときに非常にわかりやすいシステムで、しかも迅速に対応できる、そういうものをこの際作るべきではないかというのが1点です。

できればそういう倫理委員会なり審査会へ、議員だけで構成するんではないに外部の有識者も入れて、より透明性とか公平性、客観性というものを担保できるような仕組みにすべきではないかということで、1の提案をさせていただいております。

それから、一般の民間の方々のご意見を聞きますと、特に関心が高いのが、議員に関しては政治資金規正法の関係、公選法の関係、それから交通三悪など県民の非常に関心の高い違反の事柄が指摘をされまして、法のもとの平等とか法令等の関係があつてなかなか難しいかもわかりませんが、関心の高い違反事件に対しては議会としてやはり厳しい対応で臨むという、そういう姿勢が必要ではないかということです。

それから、議員の資産公開も非常に民間の方々の、一般の方々のご議論がありまして、今の資産公開はまだまだ不十分じゃないかと、できれば配偶者の資産も公開の対象にすべきではないかというご意見がありました。これも一つの考え方だということでここに取り上げさせていただきました。

3つ目は、今回の田中の逮捕等もあり、反省も踏まえまして、事件が起きた後、逮捕、起訴などの時点、時点での議会内の活動の停止、それからまた役職の解任、また役職の停止など、こういうものをやはりルール化しておくべきではないかと。逮捕のあったときはどうする、起訴になったときはどうするというふうな、こういうふうなことはやはりルールとして決めておいた方がいいんではないかということでここに提案させていただいております。

それから、もう一つ、これはあの事件のときにもご指摘があったんですが、議員活動が事実上停止している期間の議員の報酬の減額等、これもルール化すべきではないかということでここで提案をさせていただきました。

それから、4番目の議員、秘書、代理の者などからの提言、要望、意見などは情報公開の対象とすべきではないかと。これはいわゆる口利き防止等も含めて、事件が起きてからのことでも大事なのですが、起きる以前、つまり予防措置もあわせて考えていく必要があるだろうということで、ややもすれば事件につながっていくような、そういう口利き等をこの際一定のルール化をして情報公開の対象とすべきだろうということで、4番目を入れさせていただきました。

それから、5番目は、議員が県から補助を受けている団体の報酬を伴うような役職につくのは、この際禁止すべきだということを明文化すべきではないだろうか。この補助を受けている団体のほかに、例えば県の受注、県から仕事なり事業を受注しているような企業の役職等の議論も出たということも、あわせてご報告をさせていただきたいと思います。

それから、6つ目に政務調査費、これは別個条例で決める話かもわかりませんが、今それぞれの会派でいろいろ鋭意ご検討いただき、かなり共通項が増えてきておりますので、この際もう共通の様式で、基本的には政治資金団体の収支報告に、政治資金規正法の収支報告に準じたような形で報告をするということをこの際、明文化したらしいのではないかということもご提案をさせていただきたいと思います。

大体、ざっと議論をさせていただきましたこの論点6項目、提案をさせていただきます。

以上です。

○中森委員 我が会派でも議員総会で議論をさせていただきました。今日の日程が決まっていましたので、アウトラインであつたり骨子を相談させていただきました。お手元の資料のように、組み立てを、要するにスタイルを決めながら中身を検討すると、このような考え方で進めております。

まず、前文につきましては、やはりきちんと県民にアウトラインとして全容がわかるような趣旨説明を、経緯並びにこの条例の基本となるアウトラインをきちんと前文でうたうべきではないかななど。こういう思いで、一応要約は、「議会政治の根幹は、議員に対する県民の信頼と、議員の高い倫理観と深い見識が不可欠であります」と。以下「ここに、本議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる倫理規準及び政治倫理審査会の設置などを定め、議員の資質の向上と政治倫理の確立に関する条例を、議会の総意により制定する」と、このような前文が必要ではないかななど、こういう考え方でございます。

次に、目的ですけれども、他県とよく似た状況でございますので、これやはり他県を参考にしても、三重県議会としてもそれに準拠して十分に足りるのではないかなど。

ただ、1つ、三重県議会の秩序と名誉。よそは権威と名誉を守ると。権威という言葉がちょっと議論がありまして、さすがにちょっと権威というのは避けて、秩序と名誉を守りという形に少し議論があったところを訂正し、「三重県議会の責務と政治倫理規範を定めるとともに、三重県議会の秩序と名誉を守り、県民の信託に応え、県民に信頼される議会を構築し清潔で民主的な県政の発展に寄与する」、このような目的にしてはどうかなど、こういう意見にまとまりました。

次に、責務ですけれども、他県では議員だけの責務もありますけれども、やはり議員の責務と県民の責務、また議会の責務と、3本立てにした方がよりわかりやすいのではないかなどということで、議員の責務はもう申すまでもなく、県民の責務も明記してはどうかと。さらに、議会は県民に公表するという立場もここに責務として挙げてはどうかと、こういう意見でございます。

さらに、次に、他県ではいきなり行為規範であったり倫理規範であったりというの、中身を見せてもらいますと、当然行うべきことも倫理規範に入っているふつたり、こんなことまでということまで入っておりまして、これはやはり区別すべきではないかなと。議員として当然行うべきことは、下の参考に書いてありますように行為規範としてしっかりと明記しながら、倫理規準というのと行為規範というのを明確に分けるべきではないかと、こんな考え方でございます。

行為規範は、外面向的な、「議員は、議員本来の責務を全うするため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない」と。また、内面向的な、「県民に信頼される議員としての品位と識見を養い、絶えず自らの行動を厳しく律しなければならない」と、こういう外向、内向の両面で行為規範全体の社会生活で当然行うべき行動の手本となる決まりをまず決めて、その中でも倫理規準として、やはり議員としての、細かいところですが、県民に対してしっかりと明記すべき内容を、「公職選挙法、政治資金規正法の政治活動に関する諸規定を遵守」、さらには「次に掲げる」と、これ今、挙げていませんけれども、まだ今日は提案はさせてはいただいていませんけれども、不正な行為を具体的に、事件のことであったり、あるいは会社役員であったり、物品の購入に対する働きかけであったり、さらには、いわゆる口利きであったり、人事に対する干渉であったり、地位を利用して嫌がらせであったりセクハラであったりと、このようなことを細かく倫理規準で決めてはどうかなど。今日は提案までは申しませんけれども、今後ここへ、皆様方のご意見でここで決めてはどうかなど。

そうした中で、前条と書いてありますけども、条建てはしませんけども、そのところを、倫理規準に反する疑いがあると認めるときは審査会を請求し、審査会を設置して、きちんと審査会でその内容を県民に公表するという形で、審査会の請求、審査会の設置、審査会の内容を決めてはどうかと。このような組み立てをしていただいてはどうかなど。

こんなことで、今日のところはアウトラインという形でご提案をさせていただき、次回には具体的な中身の提案を申したいなと、こんなふうに考えておりまして、今日のところは全体としての概要をご提案させていただきます。

以上です。

○石原委員 私たちも会派で話し合ったんですけども、とりあえず柱立てをしようということで、こんな、前文、目的、責務、行為規範、審査の請求、審査会の設置及び運営、審査の結果、措置、その他というようなくらいかなと、ここは各会派一緒だろうなというような、ほかの県を見てもそうなのだと思っていまして。

今のところ、我々の会派としましては、3の行為規範のところで、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定の遵守ということと、批判及び疑惑を受けた議員の説明責任と、この2本立ては必要だろうと。

4番の審査の請求はどこにするかというと、議長へ請求すると。5番の審査会の設置及び運営も議長が設置と。それで、議長が報告ということで、基本的には議長を中心として、この政治倫理の審査会というのを設けるということまでは一致しておりまして、その方向で提案をさせていただきたいと。

以上でございます。

○橋川委員長 はい、ありがとうございます。

大体ほぼ形としては、いろいろ出てまいりましたが、よく似た方向で形を作つて、内容については今後細かく盛り込んでいくというような方向性が今それぞれの会派から述べられたようございますので、今後どのように審査を続けていくかということでござれば。一応、私、今、各会派の皆さんとの意向を聞かせていただいたんですが、それぞれの委員の方々も、一応聞かせていただいた中で、今後それをどういうふうに進めていけばいいかというご意見があればいただきたいと、こう思いますが。

はい、三谷委員。

○三谷委員 各会派から代表幹事等をつくっていただいて、今日、出ました論点等も含めて幹事会で後で整理していただき、もう一度またこの特別委員会の方にお諮りをいただくというふうな、そういう進め方でいかがでしょうか。

○橋川委員長 そういう意見として承りますが、ほかに何かございますか。

よろしいでしょうか、そういう方向で。

それで、幹事役ということですが、どの程度の代表幹事を、何人ぐらいとか、代表を1人ずつとか、その辺については三谷委員、お考えはどうですか。

○三谷委員 正副の委員長と、各会派の代表1人でいいのじゃないかと思うのですけどね。

○橋川委員長 正副委員長と、各会派で代表1人ずつ出すと。はい。わかりました。

ほかにご意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、そういう方向で今後進めていくて、各会派が一応方向性を今日それぞれ述べていただきました。そして、それに対してこれから肉づけをしていくために、まず幹事をつくつて、そこで論議を進めると。ある程度論議が進んだ段階で、この委員会にそのものを提示して、そしてそこでまたもう一度論議をいただくと、そういうふうな行き方で進めてまいりたいと、こう思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○橋川委員長 それでは、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。

ほかになければ、政治倫理確立特別委員会を終了をさせていただきたいと思います。

〔閉会の宣言〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成18年 9月5日

政治倫理確立特別委員長 橋川 犀也

[▲ ページのトップへ戻る](#)

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファクス:059-229-1931／E-mail:[gikaik@pref.mie.lg.jp](mailto:gikaik@pref.mie.lg.jp)



## 政治倫理確立特別委員会事項書

日時：平成18年9月5日（火）10時

場所：議事堂 6階 601特別委員会室

### 【委員会】

#### 1 政治倫理条例について



# 政治倫理確立特別委員会 提出資料

三重県議会議員の政治倫理に関する決議

三重県議会議員政治倫理要綱 ----- 1

他県議会の政治倫理に関する条例

奈良県議会 ----- 5

滋賀県議会 ----- 7

長崎県議会 ----- 11

平成18年9月5日



## 三重県議会議員の政治倫理に関する決議

議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民のゆるぎない信頼があつてはじめて成し遂げられるものです。

そのためには、県民の付託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠であります。

我々議員は、県民の厳粛な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければなりません。

よって、本県議会は、議員活動の公明と公正を確保し、健全な民主政治の発展を期するため、「三重県議会議員政治倫理要綱」を別紙のとおり定め、これを遵守することを決意します。

以上、決議する。

平成14年3月20日

三重県議会

### 三重県議会議員政治倫理要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、議員が主権者である県民の厳粛な信託に応えていくため、議員の責務と規範を認識し、政治倫理を確立することを目的とする。

#### (責務)

第2条 議員は、重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、自らの行動を厳しく律するとともに、議員としてふさわしい品位及び識見を養うよう努めなければならない。

2 議員は、県民の代表者であることを自覚し、政治家としての良心と責任感を持って、任務の達成に努めなければならない。

#### (行為規範)

第3条 議員は、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、社会的に批判を受ける行為を行ってはならない。

2 議員は、議員の家族、秘書等が議員に代わって行う行為についても前項に反することがないよう徹底しなければならない。

3 議員は、議員の行為又は議員の家族、秘書等の議員に代わって行う行為が、

第1項に反する事実があるとき、又は事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んでその事実又は疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(報告義務)

第4条 議員は、前条第1項に反する事実があった場合は、速やかに文書で議長に報告するものとする。

この要綱は、平成14年3月20日から施行する。

## 都道府県議会の「政治倫理条例」の制定状況

全国都道府県議會議長会確認

県名	制定日	題名	備考
奈良県	H16. 6.25	奈良県議会議員の政治倫理に関する条例	
滋賀県	H15.10.17	滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例	
長崎県	H15. 3.28	長崎県議会議員の政治倫理に関する条例	



◇奈良県議会

平成16年6月25日  
奈良県条例第五号

奈良県議会議員の政治倫理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、奈良県議会議員(以下「議員」という。)の責務と規範を定めるとともに、奈良県議会(以下「議会」という。)の権威と名誉を守り、主権者たる県民の厳肅な信託に応え、もって清淨で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、政治倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うよう努めなければならない。

(行為規範)

第三条 議員は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。

一 県民全体の福祉の向上を目指して行動すること。

二 その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより公務員の公正な職務の執行を妨げる行為をしないこと。

三 県が行う許可等の処分その他の行為又は県若しくは県が出資する団体(以下「県等」という。)と締結する建設工事の請負契約、物品の購入契約その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利になるような働きかけをしないこと。

四 県等に対し、請負をし、又は請負をする営利を目的とする会社の役員に就任しないこと。

五 公正を疑われるような金品の授受をしないこと。

六 政治的又は道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。

七 その資金管理団体(後援団体を含む。)に、前号の寄附を受けさせないこと。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(審査の請求)

第四条 議員は、前条第一項に規定する行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、これを証する資料を添え、議員定数の八分の一以

上の議員の連署をもって、文書で奈良県議会議長(以下「議長」という。)に審査を請求することができる。

(審査会の設置)

第五条 議長は、前条の審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に奈良県議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は委員十一人以内とし、委員は各会派から推薦を受けた議員のうちから議長が指名する。

3 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。

4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

5 審査会の会議は、原則として非公開とする。

(審査)

第六条 審査会は、関係者から意見若しくは事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、審査を請求した議員及び審査を求められた議員の意見又は事情を聴取するため、それらの者の出席を求めることができる。

3 審査を求められた議員は、審査会に対し、口頭又は文書により弁明することができる。

(審査の結果の報告)

第七条 審査会の委員長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。

(措置)

第八条 審査会がその審査により、議員がこの条例に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合には、議長は、当該議員に対し、審査会が必要と認める措置を講ずることができる。

(守秘義務等)

第九条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 審査会の委員は、その職務を政治目的のために利用してはならない。

(その他)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

◇滋賀県議会

平成 15 年 10 月 17 日  
滋賀県条例第 69 号

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例

政治倫理の確立は、議会政治の根幹である。

われわれ政治にかかわる者は、県政が県民の厳肅な信託によるものであることを自覚し、良心と責任を持って政治活動を行い、いやしくも県民の信頼を損なうことのないよう努めなければならない。併せて、議会議員は、地域社会の声を確かな形で、県政に反映させる役割をも担っている。

夢と希望にあふれた地域社会をつくるために、今後、さらに大きな役割が期待される地方議会の健全な発展を期して、ここに滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、滋賀県議会議員(以下「議員」という。)の責務および政治倫理規準を定めること等により、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、滋賀県議会(以下「議会」という。)の権威と名誉を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展と公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(責務)

第 2 条 議員は、地方議会の持つ使命と果たす役割の大きさを認識し、自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、政治倫理の向上に努めるとともに、県民は、公共の利益の重要性を深く認識し、議員の有する権限または地位による影響力を不正に行使されることのないよう努めなければならない。

(政治倫理規準)

第 3 条 議員は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

- (1) 議員は、県民全体の福祉の向上を目標として行動すること。
- (2) 議員は、地方自治の本旨と民主主義にのっとり、議員本来の責務を全うすること。
- (3) 議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。
- (4) 議員は、特定の利益を擁護することにより公共の福祉を損なう等県民の

信託に反する行為は厳として慎み、かつ、県民から批判を受けることのないように努めなければならないこと。

(5) 議員は、公正を疑われるような金品の授受をしてはならないこと。

(6) 議員は、財産上の利益を得ることを目的として、行政庁が行う許可もししくは認可または県もしくは県が出資する団体が発注する建設工事等の請負契約、物品の購入契約等に関し、特定の者に有利または不利になるような働きかけをしてはならないこと。

(7) 議員は、前号に規定するもののほか、財産上の利益を得ることを目的として、その権限または地位による影響力を及ぼすことにより公務員および県が出資する団体の役職員の公正な職務の執行を妨げる等不正な行為をしてはならないこと。

(8) 議員は、滋賀県職員(嘱託員および臨時の任用職員を含む。)の採用および人事異動に不当に関与してはならないこと。

(9) 議員および議員の資金管理団体(後援団体を含む。)は、政治的または道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。

2 議員は、政治倫理に関し、政治的または道義的な批判を受けたときは、真摯しきつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

3 辞職、失職等により議員の職を離れた者は、政治倫理に関し、議員在職中の行為について政治的または道義的な批判を受けたときは、真摯しきつ誠実に事実を解明するよう努めるものとする。

#### (審査の請求)

第4条 議員および地方自治法(昭和22年法律第67号)第18条に定める選挙権を有する県民は、前条第1項各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認められる議員等があるときは、議員の定数の3分の1以上で、かつ、2会派以上の議員の連署または紹介でもって議長に審査の請求をすることができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

#### (審査会の設置)

第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に滋賀県議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、議員および学識経験を有する者のうちから議長が任命する。

4 審査会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

### (審査会の運営)

第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

(1) 審査会が、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任または議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、出席委員全員の合意によるものとする。

(2) 審査会は、審査のため必要があるときは、議員等に対し、その出席を求め、意見もしくは事情を聴取し、または報告を求めることができる。

(3) 審査の請求に係る議員は、審査会から出席の要請があった場合は、必ず出席し、誠実に答える義務を負う。

(4) 審査の請求に係る議員は、審査会において弁明することができる。

(5) 審査会の委員または委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(6) 審査会の委員は、公平かつ適切に職務を執行しなければならない。

2 審査会は、前項第1号に定める措置に至らなかつた場合で、審査の請求に係る議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が審査会に諮って定める。

### (議長への報告)

第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

### (審査の結果の通知)

第8条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者および審査の請求に係る議員に対して審査の結果を通知するものとする。

### (意見書の提出)

第9条 審査の請求に係る議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部または概要を併せて公表するものとする。

### (措置)

第10条 審査会がその審査により、議員が第3条第1項各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的または道義的に責任があると認めた場合には、議長は、第6条第1項第1号に定める措置を講ずるものとする。

### (県民の理解と協力)

第 11 条 議会は、この条例の趣旨の周知徹底を図り、広く県民の理解と協力を求めるものとする。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 28 年滋賀県条例第 10 号)の一部を次のように改正する。  
〔次のように略〕
- 3 この条例の規定については、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 長崎県議会議員の政治倫理に関する条例

### (目的)

第 1 条 この条例は、長崎県議会議員(以下「議員」という。)の責務と行為規範を定めることにより、議会制民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、長崎県議会(以下「議会」という。)の権威と名誉を守り、主権者たる県民の厳肅な信託に応え、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

### (責務)

第 2 条 議員は、重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、政治倫理の向上に努めなければならない。

### (行為規範)

第 3 条 議員は、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の各号に定める事項を遵守して行動しなければならない。

- (1) 議員は、県民全体の福祉の向上を目標として行動すること。
- (2) 議員は、地方自治の本旨にのっとり議員本来の責務を全うすること。
- (3) 議員は、みずから行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。
- (4) 議員は、特定の利益を擁護することにより公共の福祉を損ない県民から批判を受けることのないように努めなければならないこと。
- (5) 議員は、公正を疑われるような金品の授受をしてはならないこと。
- (6) 議員は、利益を得ることを目的として、行政庁が行う許可若しくは認可又は県が発注する建設工事の請負契約若しくは物品の購入契約に関し特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。
- (7) 議員は、前号に規定するもののほか、公務員の公正な職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。
- (8) 議員の配偶者又は 2 親等以内の親族が取締役若しくは監査役又はこれらに準すべき者となっている法人については、議員は、当該法人の営業に関与しないよう努めること。
- (9) 議員及び議員の資金管理団体(後援団体を含む。)は、政治的又は道義的批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。なお、公共工事受注企業等からの政治活動に関する寄附については、透明性をもつ

て適正に対応すること。

2 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

3 辞職、失職等により議員の職を離れた者は、議員在職中の行為について政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明する義務を負うものとする。

(平16条例37・一部改正)

(審査の諮問)

第4条 議長は、議員等の行為が前条に規定する行為規範に反する疑いがあるときは、議会運営委員会に審査を諮問するものとする。選挙権を有する県民の50分の1以上の者の連署をもって、議員等の行為が前条に規定する行為規範に反する疑いがあることを証する資料を添付し審査の申し立て(以下「県民の審査申し立て」という。)がなされたときも同様とする。

(平16条例37・一部改正)

(審査委員会の運営等)

第5条 前条の規定により諮問を受け審査を行う議会運営委員会(以下「審査委員会」という。)の運営は、次によるものとする。

(1) 審査委員会は、議員の4人以上(2会派以上の議員とする。)から審査若しくは再審査の申し立てがあったとき、又は、県民の審査申し立てがなされたときは、審査を開始するものとする。

(2) 審査委員会は、原則として非公開とする。

(3) 審査委員会が、審査結果又はこの条例の遵守を求める勧告若しくはその他の措置(文書警告、出席自粛、役職辞任勧告、全員協議会での陳謝又は議員辞職勧告をいう。)を決定しようとするときは、出席委員の合意によるものとする。

(4) 審査委員会は、審査のため必要があるときは、議員等の出席を求め、その意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

(5) 審査の申し立てをされた議員等は、審査委員会から出席の要請があった場合は、必ず出席し、誠実に答える義務を負う。

(6) 審査の申し立てをされた議員等は、審査委員会において弁明することができる。

(7) 審査委員会の経過及び結果について、外部に発表する必要がある場合は、すべて委員長がこれにあたる。なお、非公開である審査委員会の経過及び結果が、委員長の発表前に外部に漏洩し、申し立てをされた議員等に迷惑をかけた場合、審査委員会は連帯してその責任を負う。

2 審査委員会は、前項第3号に定める勧告又はその他の措置に至らなかつた

場合で、審査の申し立てをされた議員等の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(平16条例37・一部改正)

(議長への報告)

第6条 審査委員会の委員長は、審査の結果について、審査委員会の意見を付して、議長に報告するものとする。

(平16条例37・一部改正)

(措置)

第7条 審査委員会がその審査により、議員等がこの条例に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合には、議長は、当該議員等に対して、第5条第1項第3号に定める勧告又はその他の必要な措置をとることができる。

(平16条例37・一部改正)

(啓発活動)

第8条 議長は、議員に対する研修、調査等を行うことにより、政治倫理の啓発に努めるものとする。

(平16条例37・全改)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成16年条例第37号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。



## 政治倫理に関する条例論点

平成18年9月5日

新政みえ

- 1 議員の政治倫理に関する事件が起きた時の迅速な対応が出来るシステムを構築する。倫理委員会、審査会への外部委員を入れることも含めて仕組みづくりを考えるべき。
- 2 政治資金規正法、公職選挙法、交通三悪など県民の関心の高い違反事件に対しては厳しい対応を考えるべきではないか。また、議員の資産公開に関しては議員本人のみならず、配偶者の資産も公開の対象にすべきではないか。
- 3 事件が起きた後、逮捕、起訴などの時点、時点での議会内の活動の停止、役職の解任、停止などをルール化するとともに、議員活動が事実上、停止している期間の報酬の減額等をルール化するべきではないか。
- 4 議員、秘書、代理の者などからの提言、要望、意見などは情報公開の対象とすべきではないか。
- 5 議員が県からの補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことの禁止を明文化すべきではないか。
- 6 政務調査費の報告は全会派、全議員共通の様式で、基本的には政治資金団体の収支報告に準じて行う旨を明文化すべきではないか。



平成 18 年 9 月 5 日  
自民・無所属・公明議員団

### 三重県議会政治倫理確立特別委員会提案・協議用案文

#### 三重県議会議員の政治倫理に関する条例（骨子素案）

##### （前文）

議会政治の根幹は、議員に対する県民の信頼と、議員の高い倫理観と深い見識が不可欠であります。

議員は、県民の信託により、県民の代表として県政に携わる権能と責務を有することを自覚し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければなりません。

ここに、本議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる倫理規準及び政治倫理審査会の設置などを定め、議員の資質の向上と政治倫理の確立に関する条例を、議会の総意により制定する。

##### （目的）

三重県議会議員の責務と政治倫理規範を定めるとともに、三重県議会の秩序と名誉を守り、県民の信託に応え、県民に信頼される議会を構築し清潔で民主的な県政の発展に寄与する。

##### （責務）

議員は、絶えず県民の信託を受けた代表者として県政に関わる権能と責務を自覚し、政治倫理の向上に努めなければならない。

2 県民は、議員の有する権限または地位による影響力を不正に行使させることの無いよう努めるものとする。

3 議会は、政治倫理の確立のため調査し、県民に公表する。

#### (行為規範)

議員は、議員本来の責務を全うするため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

議員は、県民に信頼される議員としての品位と識見を養い、絶えず自らの行動を厳しく律しなければならない。

#### (倫理規準)

議員は、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

#### (審査の請求)

議員は、前条第1項に規定する倫理規準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議長に審査を請求することができる。

#### (審査会の設置)

議長は、前条の審査の請求があったときは、議会に三重県議会政治倫理審査会を設置する。

#### (審査会)

審査会は、関係者から事情を徴収し、又は資料の提出を求めることができる。

審査会の委員長は、審査の結果を議長に対し報告するものとする。

議長は、その結果を公表しなければならない。

#### 【参考】

行為規範：社会生活上当然行なわるべきとされている行動の手本となる決まり。

倫理規準：人として守るべき善惡の判断や行動の規則。

## 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の項目（未来塾案）

### 0. 前文

### 1. 目的

### 2. 責務

### 3. 行為規範

- ・公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定の遵守
- ・批判および疑惑を受けた議員の説明責任

### 4. 審査の請求

- ・議長へ請求

### 5. 審査会の設置および運営

- ・議長が設置

### 6. 審査の結果

- ・議長へ報告

### 7. 措置

### 8. その他





(Mie Prefectural Assembly)

[三重県議会](#) > [県議会の活動](#) > [委員会](#) > [委員会会議録](#) > [平成18年度 委員会会議録](#) > [平成18年10月18日 政治倫理確立特別委員会 会議録](#)

## 平成18年10月18日 政治倫理確立特別委員会 会議録

### 政治倫理確立特別委員会

#### 会議録

(開会中)

開催年月日 平成18年10月18日 自 午後 1時00分 ~ 至 午後 2時30分

会議室 601特別委員会室

出席委員 12名

委員長 橋川 犁也 君

副委員長 舟橋 裕幸 君

委員 石原 正敬 君

委員 中森 博文 君

委員 水谷 隆 君

委員 田中 俊行 君

委員 田中 博 君

委員 桜井 義之 君

委員 三谷 哲央 君

委員 山本 勝 君

委員 吉川 実 君

委員 岩名 秀樹 君

欠席委員 なし

出席説明員

総務課長 神田 要文 君

企画

法務課長 高沖 秀宣 君

議事課長 青木 正晴 君

傍聴議員 なし

県政記者クラブ 10名

傍聴者 1名

議題および協議事項

1 調査事項

1. 政治倫理条例について

【会議の経過とその結果】

## 〔開会の宣言〕

## I 所管事項の調査

(1)議会事務局から資料に基づき説明(総務課長説明)

(2)所管事項の質疑

○橋川委員長 ただいま事務局の方でご説明申し上げましたところが、幹事会でいろいろ論議をされて、絞り込まれてきた部分でございます。

そこで、今日は全体会、委員会で今の事務局説明のことにつきまして、それぞれのご意見をいただきたい、このように思うところでございます。

それで、方向としては、できたら今日ここでご意見をいただきながら、それぞれの会派にお持ち帰りをいただいて、会派でいろいろ論議をしていただいて、そして、もう一度、この委員会へ上げてきていただいて、そして最終的に詰めをする、そういうふうな方向でまとめていきたい、このように考えておりますが、いかがでございましょうか。そういう方法でいいのか。いや、もう今日のうちに、これをもうちょっと詰めてしまえよ、全部詰めてしまえよというご意見なのか。そのへんについて、ご意見を賜りたいと思います。

○三谷委員 会派に持ち帰りさせていただいて、その上でということにお願いをしたいと、こう思います。

○橋川委員長 ほかにご意見、よろしいでしょうか。

かなり細かく意見を出していただいて、ここまでたたき台を持ってきてはいただいているのですけど、例えば、細かく、一々ですね、そういう条項を書いて、こういうことをしてはいけない、ああいうことをしてはいけないというように、細かく書いていったらいいのか。それとも、ある程度、大きくつかんで、方向性を示したらいいのか。このへんが条例を作る、倫理条例の中での大きなポイントになるのではないか。

それから、もう一つ、さっき出てきました公開にするのか、非公開にするのか、審査会の方法。

審査会のもう一つはメンバー。外部委員を入れるのか、入れないのか。入れた場合は、その指名する方法をちゃんと書いておかないと、それだけで時間を食って、とてもじゃないけど、審査するところまで入っていかないので。入れないのであれば、例えば議運のメンバーでやりましょうよということであれば、即審議に入れますし。

そこらあたりを含めて、ご意見がいただければ、かなり詰めた意見として各会派で、そのへんのところ、ポイントを詰めていただく。

1つは、飲酒運転などの問題。今、大きな全国的な問題としてとらえられておるわけですけど、飲酒運転というものを明記して、この倫理条項の中に入れるのか入れないのかというようなことも含めて、ご意見がいただければ。それも含めて要するに規範に反するようなことはだめよと言ってしまえば、それまでなのですから、そのへんをどうするかということについては今ご論議いただければというふうに思います。

では、一応、持ち帰って詰めるという方向で話を進めさせていただきますが、とりあえず今日、今説明した問題について、それぞれの委員の思いがあれば、今ここでご意見をいただければと、こう思います。よろしくお願ひいたします。

(「1個ずつ」の声あり)

○橋川委員長 では、一つずつを区切った中で話を進めていきましょうか。

それでは、まず前文について。

前文については倫理条項の決議の部分を中心にご意見をいただいた部分を入れて、一応、幹事会では、これでいいのではないかという感じで来ておるんですけど、前文、こんなところでいかかでございましょうか。今、では事務局に読ませましょうかね。

(「いいんじゃないの」の声あり)

○橋川委員長 いいですか。

(「はい」の声あり)

○橋川委員長 それでは、前文、その次、目的の2点でどうですか。一応これで、もちろん会派に持ち帰ってですね、何か問題が出た場合は、また持ってきてもらえばいいんですけど、一応、現段階ではこれでいいということでおろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○橋川委員長 わかりました。

○三谷委員 あくまでこれに書いてあるのは要旨ですから、このままが条例の前文になるということではないということですね。

○橋川委員長 法的ないろんな問題が出てくると思うので、それについては十分、事務局で法令との整合性を含めて成文化していくということはご理解いただきたい。

○三谷委員 はい。

○橋川委員長 その次、責務であります。

きのうの基本条例などでも、第24条にも同じようなことは書いてあるわけでございますが、それとの整合性も含めて、3つの条項に分けて、こういう書き方をしたのですが、いかがでしょう。黒丸のところにある、辞職、失職した議員の職を離れた者についても云々と、この意見についてはいかがでしょうか。

○三谷委員 あえて書き込む必要はないのではないかと思っておりまして、もしどうしても書き込むとしても、しょせんは努力規定なんですね。強制力を伴いませんから、そこまで明文化すべきかどうかと、ちょっと疑問に、うちの方では思つておるのですが。

○橋川委員長 ほかにございませんか。

では、そういう意見だということで、一応、事務局で取らせておきます。

もう少しすっきりさるために、余りそういうところまで書く必要ないのではないかという意見。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○橋川委員長 次が倫理基準なのですが、これを細かく上げるか。それとも、ある程度くくっていくのかというところなのですが。

○石原委員 2ページの一番上の段の対立というか、矢印が書いてあって、下のところを申し上げたのは私が幹事会のときに申し上げさせていただいたことで、やはりさまざまな対応があるので、余り具体的に書き過ぎるのはということで私は考えているのですけども、ですので今ぐらいいの(1)から(6)ぐらいの項目を上げておけば、いいのではないかなど。

ただ、議論させていただくのに、例えば1ページの一番下の議員が県からの補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くとの禁止というようなことは、確認事項としてはやらせてもらいたいと思いますが、明文化というのは若干そごを来すかなというふうにして思いますので、議論としてはさせていただいて、中身の規則とか運用のあたりで、そういうことを書く。条文としては今ぐらいいのレベルではいかがかと私は考えておりますが。

○橋川委員長 そういう意見がございまして、今の意見の説明をいただきました。

ほかに。

○三谷委員 基本的には石原議員のご意見とほぼ同じです。ただ、いろいろ黒丸で出ております論点の中で、公選法、政治資金規制法ともに、地方自治法第92条の2を入れるということは、私どもは入れた方がいいのではないかと。兼業の禁止、これは自治法でうたっていますので、これは入れた方がいいのではないかというのが1点。

それから、その下の6番目の横の黒丸のところで、「公正な職務の執行を妨げ、又は妨げようと働きかける悪質な口利き」というようなご意見もあったようですが、何が悪質で何が悪質でないかというのはなかなか判断基準が難しいところです。やはりこういうのは、その下のは私どもの会派が提案させていただいたのですが、いわゆる口利きを情報公開の対象にするということで、先程、少し事務局の方からも、記録としてとどめて、それを確認したものを公開の対象にするという、そういう県民の皆さん方に何が悪質であるか悪質でないかということをご判断いただくような仕組みを作つておけば、このあたりのところはいいのではないかと思っています。

それから、補助を受けている団体の報酬を伴う役職ということ、これも私どもが言わせてもらいたいことなのですが、それぞれ会派の中でもいろいろ検討してきたんですけど、この報酬という言葉がなかなか難しくて、今、例えば、いろんな団体に、審

議会等へ行っても、そのときの交通費を報酬名目で受け取っているというようなこともあるようですから、もし、できれば、このあたりのところ、もう少し言葉を厳密にするかですね。今、石原委員が言われたように、この条例の中にあえて書き込まずとも、その確認事項の中でとどめるとか、別の方向でご検討いただければと、こう思っております。

それから、次ページのですね、この細かく書き込むかどうかというのは僕は余り、やはり細かくは書き込まない方がいいと思うのです。書き込めば書き込むほど、事例を挙げれば挙げるほど、その事例に入っていないものはどうするんだという議論がまた必然的に生じてきますので、やはりそのあたりのところはもう少し弾力的に対応できるような形の方がいいのではないかと、こう思っておりまして、そういう中に先程の交通三悪、それから飲酒運転等の問題も含まれてくるのではないかと、こう思っております。

以上です。

○橋川委員長 ほかに。

○山本委員 私どもの方は、セクハラにしても口利きでもある程度書いてあげた方がやはり抑止力とか、いろいろ審査するときぐらいには、そういう流れを、ある面で發揮させられるので、本当は書いておいた方がいいのではないかという意見があります。ですけども、いろいろ今お話をうつすように、包括的にもうちょっと書くということになればいいですけども、具体的に本当は書いておいた方が、より審査をしやすいのではないかという、こういう意見もあります。

○橋川委員長 それで、三谷委員のおつしやいました例えば口利き等についての別項を作つておく、あるいは石原委員がおつしやいました、そういうものに対しての、どこに、どういうふうに、そういうものを作つていくのかという問題が一つある。

それから、もう一つ、最後のページの資産公開の問題とか議員活動を事実上停止している期間の報酬等についてだとか、それから政務調査費の問題、これも含めて、この中あたりに本当を言うたら入ってくるわけなんんですけど、これは全く政治倫理の話とおそらく私は違うのではないかなど。また、これはこれで、例えば政務調査費については、今、何か特別委員会みたいなものを作つて勉強しているということであれば、それはそれで作つていただければいいんですね。これを倫理条例の中に持ち込むということではなくてもいいのではないかというふうな気はして見ておったんですけど、どういう部分に先程の口利きとか、あるいは、そういうものを差し込んでいくのか。具体的に、そのへんを教えてください。

○三谷委員 一番最後の3点のことに関しましては、政務調査費も今それぞれのご担当でご検討をいただいている。それはそれでゆだねればいいと思いますから、それは別に問題はないのですが、実は議員活動が事実上停止している間の報酬の減額等は、この前の田中の事件のときに一部のマスコミで、事実上議員活動を停止しているのに、報酬をもらうのはおかしいじゃないかというような等のご議論がありました。その正否はともあれ、やっぱりそういう議論が一般的の県民の間で出ているということになれば、この特別委員会の中でそういうことの価値というのをはかるべきではないか、一つの議論をする必要があるのではないかということことで、あえて問題提起をさせていただいたわけです。

それから、配偶者の資産公開も、これも非常に県民の関心の高いところで、私どもの会派で、この特別委員会を開会する前に、一般の方々、有識者等も含めて、これにどう臨むかという議論をさせていただいたときに、一般の方々の中からは、やはり金に伴うことへの議員に対する関心というのは非常に高いものがありまして、そういう中で資産公開が今、議員本人だけになつているのは少しおかしいのではないか。議員の倫理という問題を問うならば、そういう資産のことももっと透明化すべきではないですかという、そういうご意見があつたものですから、ここで問題提起をさせていただいたわけです。

それから、口利きとかの話なのですが、やはり、ややもすれば、議員がいろんな自分の職責なり地位を利用して、さまざまな働きかけをして、それが特定の利益につながるような話であったり、自己の利益につながるような話になるという批判は常につきまとっております。こういうことをなくすためにも、例えば鳥取県あたりは執行部の方で口利きの防止の条例を作つておりますが、何も執行部に作つていただかなくとも、議員みずからが、みずからの地位利用とか役職を利用して不当な利益を得るためのそういうふうなことはしない、また不当な圧力をかけない、そういうものの仕組み作りをこの際したらどうだろう。そういう意味での問題提起です。

このためにまた別の条例が必要だということならば、この政治倫理条例から切り離していただいて、口利き防止の条例を作つても、それは構わない、こう思っています。

○橋川委員長 別項というのは、そういう意味で考えたものなのですね。

○三谷委員 はい。

○橋川委員長 わかりました。もちろん議員の役割というのは、地域のそれぞれの方々から、あるいは地域から、いろんな陳情を受けて県に口利くのが仕事ですんでね。それをだめよと言うことはできないわけでして。

○三谷委員 だめと言っているのでなくて。

○橋川委員長 いや、だから口利くのが要は仕事ですから、そのへんをどういうふうに処理していくというのはこれから問題になろうし、そのへんについてだめよというような言い方でこれを規定することはいかがかと思います。ただ、新しい考え方として、そういうことをきちんと記録していって、善悪は県民が、選挙民が判断したらいいじゃないの、必要があったときには、それを公開するよということであれば、何も善悪は選挙民あるいは県民が判断するということにしておけばいいのだと思うのです。

ただ、この倫理条例の中にそれを入れるかどうかですね。それとも、別個で作るかですけど、倫理条例の中に入れられるのであれば、どういう方向が適当なのか、意見ございませんか。

○三谷委員 もし入れるとなれば、別項また規則なり要綱で定めるとかというようなことを書いて、それが口利きなり要望なり意見なりが情報公開の対象になるということを書き込むかですね。それとも、ここにはあえて書き込みますに、要領の中に、別項、その条例を作るということをこの委員会として合意していただかなければ、ということだと思います。

○水谷委員 今いろいろ聞きまして、やはりこの際、こういった政治倫理の確立ということでございますので、非常に県民の意識というのが高くなってきてるんですよ。だから、そのへんを含めて、今、三谷委員のおっしゃったように、どちらかでもいいですから、きちんと具体的なものをある程度書かないと、玉虫色になってしまふと、これまたうやむやとなってしまう可能性もありますので、そのへんを含めた中で、きちんと明確に明示した方が私はいいと思います。我々の議員でもそのような意見が多いですから、そういうことも含めて、この委員会できちんと検討して、そういう別項でも結構でございます、きちんと書けるようなものにしていった方が僕が県民に対する責務ということでは非常にいいのかなと思います。

○山本委員 ある意味で口利きとか、そういうところは今の要旨のところでは一応、事務局さん、どこへ入る、これ、あれですか。例えば議員の品位と名誉を傷つけるのは、これはセクハラにしても、権限や地位を利用してというのは、これは口利きとか、そういうところに入ると、そういうことですか。

○橋川委員長 地位を利用して。

(「(6)やで」の声あり)

○山本委員 (6)ですか。公正な職務の執行を妨げる等の中へやね。こういうことやね。このへんのこと。

○橋川委員長 だから、ここに口利き等については別項に定めるというような条項、文句を1つ入れておいて、別項で少し。

○山本委員 細則か何かでいいので、細則で決めて。

○三谷委員 それとも条例を作るか、きちんとですね。ただ、情報公開条例等をいじるとなってくると、細則では対応できるのかなという感じはしますね。

○橋川委員長 そうですね。情報公開との整合性を見てからになるんですね。

○山本委員 はい、わかりました。この(6)のところですね。

○橋川委員長 はい。

それでは、この件につきましては、持ち帰りいただいて、口利きの問題、どういうふうに入れるか、各会派でご審議いただいて上げていただくように、この際お願いをしていかないと、次に進めませんので、ひとつそのへんをお願いいたします。

それから、あと、ここに黒ボチがありますが、例えば議員、秘書、代理の者からの提言その他、これも口利きの一つでございますので、これも含めて、そっちで処理すること。それから、県の補助団体とか、相手ですね、相手あるいは指定管理者、どこまでその口利きの対象にするか等についてもその中に入れておいていただくということで、一応この黒ボチの部分はそういうふうな処置をしていったらいいと思うのです。

それで、石原先生が言われるように、倫理規程は余り細かく上げん方がいいよという考え方も一つありますので、そのへんも含めて例えば、提案なのですが、今言われておる交通三悪の問題の飲酒運転などを、かなり県民は相当関心を持って見ておる問題の一つだと思うんですが、こういうのをその中に入れていくとした場合、どういう入れ方をしたらいいんでしょうかね。飲酒運転にこだわるか、それとも、あるいは交通違反、三悪とか、交通全体を含めて言ってしまうか、飲酒運転と言ってしまうか、そのへんが難しいところなのですから、非常に今関心が高いところな物ですから、今このとき、倫理規程を作るのに、何らかそういう文言が入るようなことがあればですね。

○三谷委員 会派での勉強会の中では、余り細かくは書き込まずに、ただ事例的にですね、例えば飲酒運転とか、それから政治資金規制法違反などというふうな事例を少し挙げさせていただいて、その違反した場合という、そういう書き方ではどうだろうかと。余り個々を上げてしまうと、それに入っていないのはどうなるんだということになりますので、代表的な事例として一、二を挙げて条文化するとどうだろうかという意見があつたものですが。

○橋川委員長 わかりました。では、その点も会派でまた皆さんで論議していただいて、お持ち寄りいただきますようにお願いをいたしたいと思います。

それでは、一応、今の基準に関しましては、そういう方向でまとめていただき、上へ上げていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○橋川委員長 では、次、審査会、審査の請求あるいは審査会の設置、運営、このへんについてのいろいろご論議をいただきたいと思います。

○水谷委員 審査会、審査の請求ですか、この中で、2番目の黒丸のところですけども、請求の条件として、「議員定数の12分の1以上」のあとに「かつ、2会派以上」という文言を加えるべきではないかということがあります。これは私は、あくまで私の個人的な意見ですけども、12分の1というふうに入っていれば、2会派というのは必要ないのではないかというふうに思うんですけど、具体的には3会派ですね、今は。そうすると、そいつたものに対する変なあれもあると、やりやすいこともあるんじゃないですか。そういうことはしないと思いますけども、12分の1以上というような数字があればいいのかなという気がいたします。2会派以上というのは必要ないのではないかなど。

○石原委員 「かつ、2会派以上」と申し上げさせていただいたのは、うちの会派の考え方でもあったのですが、もう一回、水谷委員、申し訳ないですけど、どうして2会派以上が要らないかということを説明していただけるとありがたいなと思うんですけど。

○水谷委員 議員合議制あるいは二元代表制という言葉がいろいろ言われている中で、その議員の皆さんのがこういったことに関して会派を超えて当然いろんな意見が統一されることもありますね。だから、あえてそこにこだわる必要はないのかなと、2会派以上ということに。というふうに私は思ったのですけど。

○橋川委員長 石原委員、それでいいですか。ご意見、どうぞ。

○石原委員 ここで二元代表制とかが出てきたのは意外だったのですけども、そのような趣旨であればいいのかな。ただ、会派、どうしてこれを書き込みたいなと思ったのかは、ある会派だけが突出してパフォーマンスとして、議会として議論もせずに一つの会派が先行してパフォーマンスでこういうふうにして設置しろというような請求をするということは、逆に言うと、合議体ということを無視するおそれもあると思いましたので、もしコンセンサスとして皆さん方である程度合意形成をした上で、議論した上で12分の1以上というのがあれば、2会派以上というのはとらせていただいても私は何らやぶさかではないというふうにして思わせていただきます。

○水谷委員 二元代表制というのは私もまだ100%合意していたわけじゃないのですけども、要するに、そういうふうに今、議員さんの中で言われている中においての意見でございましたので、よろしく処置をお願いします。

○中森委員 2会派以上の話、私も幹事として、2会派しかないという状況が想定された場合は、他会派との調整をしないと成立できないという欠点が発生しますので、3会派以上存在するときに限って、この2会派以上というのは効力を発するのではないかなど、こんなふうに感じておりますし、そのへんを少し整合していただけたらどうかなという気はしますね。

○三谷委員 中森先生がそうおっしゃるご意見はよくわかりますので、そうすれば附則なり何なりのところに3会派以上の場合は2会派以上の合意が必要だと、それからまた12分の1以上の請求があり、かつ代表者会で設置が認められた場合とか、何か1項目つけ加えればいいのじゃないですか。

○山本委員 百条委員会の開催についても、よくこれは似ている事例になると思うので、百条委員会を見ると、12分の1以上のその条件ということにしているので、そのへんのところから見れば、この会派とか、そういうものについては、今言われたことは言わされたことにして、百条委員会の設置をするというときにもやっぱり同じように突出したような会派が出してきてというような心配もあるんだけれども、現実的に今の三重県条例では12分の1になっているので、このへんのところでいいんじゃないですか。

○橋川委員長 ほかにございますか。

これも、いろんな意見がございました。ごもっともな意見でございます。その意見につきましても、最終的には次で決着をつけたいと思いますが、一応、今日は意見としてチェックはしていたということでどうかと思いますが、委員の人数の中で、外部委員を入れるか入れないのかの問題。

○桜井委員 ゼひこの外部の委員を、どれぐらいの数かは別にして、入れる方向でいくべきではないかという考え方を持っております。

それから、この審査会の設置の趣旨というか、この要旨の中にもありますが、やっぱり速やかに設置をし、これを処理するということが重要になってくるのだろうというふうに思います。その意味でも、この審査会という機関を常設するべきではないかと、こういう考え方を今持っています。

○橋川委員長 常設ね。

○石原委員 桜井委員言われるように、速やかに設置するということに関してはいいのですが、その後に、先ほど処理、処置というか、そういう言葉を使われたんですが、それは私は慎重にやるべきことなんだろうという思いが一つあるのは、設置は速やかにというのは同意させていただくということ。

もう一点、言えば、この倫理条例を当てはめていくというのが、審査会を設置するというのは極めてイレギュラーな話でありまして、常設ということをしておくことが果たして、我々が倫理を持って活動するということは大事なことで、それは私も重々心得ておるんですけども、一方で、そのためだけに常設しておくということは一つ議論をさせていただきたいなという思いがありますので、ご理解いただきたいというふうにして思います。

○橋川委員長 ほかにございますか。

○岩名委員 いろいろの貴重なご意見をいただいているんですけど、私、個人的に考えますのに、議員は選良とも言われるし、多くの人たちから選ばれて出てきているんですから、本来は、こういう事態が起こってはならないわけですよね。想定してはいけないのですが、万が一起こったときにどうしようかという、これは話し合いたと思うんですね。ですから、なろうことなら外部の人を入れるとかをせずに、自分たちで自律していかなければうそではないかというふうに思いますね。ですから、議員間で当然こういう倫理規程に違反すれば、みずから身を引くとか、これは当然の倫理ではないかというふうに思われる所以、何か起ころうということを待っているように常設していくというのはちょっとどうかなという感じもするし、外部から人を入れることに対しても私は余り賛成できないでございます。

○橋川委員長 ありがとうございます。

たしかに起ころうということで常設ということについて私もそういう感じがいたしますが、結論は一応次にしたいと。ついつい言っておると、何もかも次になってしまふのですけれど、これは、こういう意見があつたということを各会派で論議してもらわなければならぬものですから、今日はたくさん出していただいておりまして、論議した上で次に固めたいと、こういう理屈でございます。

それから、今の審査会の運営についての一一番最後なんですが、ア、イ、ウ、エ、オ、カと、こう書いてある。いろんなこういうこと、こういうことと書いてあるんですけど、この右に書いてあるように、重要な勧告をしようとするときは、出席者の3分の2と、例えばそういうふうな書き方の方が羅列するよりはいいのではないかという意見が右に書いてあるのですけれど、これはどういたしましょうか。

○石原委員 私たちの会派で、余り細かく書き過ぎると、どれが重要で、どれが重要じゃないかというよりかは何でも書いておけばいいようなことになりますので、やはり審査会が設置されるということはそこにある程度預けるということですので、この右の黒丸のような書き方にしてくださいというのをあえて申し上げたので、委員長も同様の意見を言っていただいたと思いますので、私たちはそのように考えております。

○橋川委員長 ほかに、どうでしょう、これ。この問題ですけど、よろしいですか。そういうまとめ方の方が私はいいように思うものですから。

(「異議なし」の声あり)

○橋川委員長 それでは、これはそういうふうな形にさせていただきたいと思います。副委員長、よろしいか。

○舟橋副委員長 はい、結構です。

○橋川委員長 それから、公開、非公開の話にいよいよ入ってまいりましたが、先例からいきますと、県の条例の中では非公開というのが多いのです。例えば市議会でも、こういうのを作っているところはあります、地方の市議会でもありましたけど、そこを調べてみると、原則公開、しかし審議会において何人の、どれだけの率の非公開の申請があれば、非公開にする、そういうふうな規定がありましてね。そうなると、非公開になるのです。大体、非公開が多いのです。というのは、やっぱりこのかかる問題というのは個人的ないろんな情報というのが相当出てくるものですから、果たしてそのことを公開で審議、審査をやつていいものかどうかという、非常に問題になるところだと思うのですけれど、このへんについていかがでしょうか、皆さんのご意見。

○山本委員 原則非公開で、いろいろ理由があつて公開するのであつたら公開すると、こういうことでどうですか。私ども、そんな話はちょっとしていました。

○三谷委員 私どもも原則非公開で、必要な場合のみ公開ということで、でないと、その上の(8)番の審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけないというようなこういう言葉がほとんど空文化してしまう、原則公開でやっていれば。と思いますので、やっぱり原則非公開、必要があれば公開ということでいかがでしょうか。

○石原委員 議論として原則公開か非公開かと書いてありますので、私たちも、原則非公開と我が会派も言っておりましたので、あえてつけ加えさせていただきます。

○橋川委員長 それでいいですね。

○石原委員 いや、自民・無所属・公明議員団が幹事会では公開とおっしゃっていたので、変わったということですね。

○橋川委員長 それでは、この問題につきましては、皆さんのご意見が一応非公開という方向で固まっておるようでございますので、とりあえず、ここはそういうふうに固めていくということでご了解をいただいたものとさせていただきたいと思います。

あとは、7番の議長への報告は当然でありますし、結果の通知についても、これはこのとおりでいいと思います。意見書、これは、それに上がってきた被審査者ですけど、その人の人権というか、意見というのも当然大事にしていかなければならないということから意見書の提出ということがここに書いてありますが、これはいいですか、この3点につきましては。議長への報告、審査の結果の通知、それから意見書の提出、問題ないですね。はい。

では、措置についてであります、これも難しいのですが、逮捕、起訴、いろいろそのへんのことについてルール化をすべきではないかという、逮捕のときはこう、起訴はこうという、この前もいろいろ現実悩んだ問題ではあるのですが、このへんについてはどうでしょうか。

○石原委員 審査会を設置するので、わざわざ事前にルール化していくことは逆に審査会の権限をあらかじめ決めてしまうこともありますので、これはやはりもう少し弾力的な運用ができるようにしておくべきだと。ルール化というのは少し早い、この場で条文としてやるのは早いのではないかというふうに考えております。

○橋川委員長 ほかにどうですか。

○三谷委員 この条文にきちんと、逮捕の時点ではこうします、起訴の時点でこうします、書き込むのが適切かどうかはちょっと議論があると思うんですが、一定のスタンダードをある程度内規なり何なりでですね、細則の部分か、規則、要綱の部分ぐらいに含めておかないと、審査会を設けたから、何でもその審査会にお任せしますということではなくに、やはり逮捕とか起訴とか、そういう節目節目の対応というものの基本的なスタンダード。だから、これだけ、例えば役職停止しますよとか、そういうことでなくてもいいと思うのですよ。この時点で一定のこういうことについての措置を、またこういう旨のスタンダードがある程度必要じゃないかなと思うのですが。

○橋川委員長 どこかに。

○三谷委員 はい。

○橋川委員長 どうしたらいいでしよう。

○岩名委員 することにもよるんですけども、逮捕されたからすぐ、あるいは起訴されたからすぐ対応をするということも確かに周りから見ていると非常に鮮やかに見えますけども、本人の立場に立つと、もしも冤罪であったり、あるいは検査の手違いである場合だって、ないことはないわけですから、やはりそこは慎重に、裁判の最終結果を見なければ、我々は何とも言いようがないと思うんですね。ですから、ある程度、これは当然ではないかということがわかった時点で、それでも我々ができることというのは辞職勧告を決議するぐらい以外には方法はないと思うんですね。

(「やめさすわけには」の声あり)

○岩名委員 やめさすことだってできないし、我々が決議しても、やめさせることはできないんですから、やはりそこは限度があるので、余り細かくこうなったとき、起訴したときには辞職勧告だと、その中身にもよるんじゃないかなという気が私はするんです。そこは慎重にやつた方が。こちらの立場ばかりで、世間的には確かに議会がそういう早い措置をしたというので、いいかわかりませんけども、本人、その当事者のためも少しは配慮して考えていく必要があるんではないかなと思います。

○山本委員 意見を参考にさせていただきながら、会派で検討させてもらいます。

○橋川委員長 というのは、やはり、こればかりは早過ぎてもいけないし。と言って、遅いと、遅いで、また一般県民から突き上げられて、議会は何しているのと言われることもあるし、非常に悩ましい話なのですね。そこらあたり、今度、会派で少し聞いて、上げてきてください。頼みます。

このところは、措置としては議長さんがどうこうするということについて一応うたってありますので、これはこれでいいでしょう。

委任についても議長さんが定めるということ、これはいいですよね。議長さんにお任せする。

それから、これはいついつ発効するということ、これはこれでいいですね。

最後のこの件なのですけれど、(1)、(2)、(3)、資産公開の問題と議員活動の停止期間のお金を使うか払わないかという話とか、これは今回のこの規程の中に入れるかどうかということについては、私はなじまないような気がするものですから、別で考えていただくことで、外させていただきたいのですが、いかがでございましょう。

(「異議がない旨」の声あり)

○橋川委員長 それでは、これについては最終的にまた副委員長とよく相談して決めさせていただきたいと、こう思いますので、よろしくお願いをいたします。

一通り、今ずっとたたいていただきまして、大きな問題としては例の口利の問題をどういう条項で、要するに倫理基準の別項としてどういう形をとるかというの、これだと思うのです。このへんについて各会派でいろいろ知恵を出していただいて、上げていただくということと、事務局を含めて正副委員長で少し原案を作つて示したいと、こう考えておりますので、そんなところでよろしいでしょうか。

ほかに今日お決めいただくところはございませんか。

○田中(博)委員 議論の残った4と5、2ページの審査の請求と審査会の設置なのですが、2会派になつたらどうするのだとパフォーマンスの話がありましたけども、5の審査会の設置で、10人程度なんですが、我々、会派のバランスを持ってそれぞれの委員さんを選ぶという頭があるんですが、実は、実際、ここは決められていなかつたのです。今頃気づいて申し訳ないのでですが。

○橋川委員長 本当や。

○田中(博)委員 そういうことで、この2つを絡めれば、議会の中での、外部は別にして、公平性は確保できるので、それが頭にあれば、2会派以上なのか、いや2会派は要らないじゃないかという議論もちょっと影響されるかなと思うのですが、そこ、ちょっと一遍議論してもらうと、皆さんのが会派で議論しやすいかなと思うのですが。

○橋川委員長 この委員の人数の問題ね。

○田中(博)委員 人数じゃなくて、どういう選び方をするか。我々の頭の中では、今までの議会の慣例で、会派でうまくバランスをとつてと思っているのですが、どこにも触れられていないので。

○橋川委員長 ですから、先程のいろんな意見がありまして、これにつきましては、やはりこれは早急にやらなければならんことは早急にやらなければならないのだから、外部を入れろという意見もありました。しかし、それを入れておつたら、なかなか早急にはできないよと、だから当然、内部だけで話すべきだという意見もありました。それから、前もって作つておくということは、こういうことを想定して作るというのも、それもおかしいのではないかという意見もありました。

だから、そういうことについて、どうでしょう。今、田中委員からそういうご意見がありましたけど、これも会派で相談しててくれませんか。

○舟橋副委員長 人数が決まった段階で、1会派の人が全部その人数を占めるか、割合に応じてすることが書いていないではないかという意見なの。

○橋川委員長 そういう意味ね。

○田中(博) この決め方が1会派で例えば10人なら10人選べるということが可能なのですね、実は。今まで気づかなくて、申し訳なかったのですが、そうすると、どういう方法でやるか。

我々は今までの慣例で各会派から均等にうまく人選するのだと思っていましたけども、文章としてはどうするか。

○橋川委員長 按分によると書くか。

○山本委員 時の情勢によって変わるので、全体の人数は変わらんにしても。だから、それは、どこかで決めておけばいいのと違いますか。

○岩名委員 どなたが考えたか知らんけども、ここは議運が対応すると書いてあるじゃないですか。これも一つやなと思ったですわ。既に按分されているわけですよ、各会派に。それで、一番、そういう点では活用しやすいなと思いましたね。

○橋川委員長 僕も、現実的に考えて、議運がいいのではないかという感覚がちょっと頭にあるのですけど。

○三谷委員 長崎が議運なんですね。

○橋川委員長 そうですか。どう、田中さん、そういうふうな、例えば議運の委員会をそれに充てるなんて、ちょっと乱暴過ぎますか。

○田中(博)委員 先程言った2会派とかという議論にね。例えば、審査の請求では、そのパフォーマンスが通用するかもしれないけれども、実際、審議になって委員を選べば、ここで公平性が確保されるということになれば、その2会派の議論にも影響するから、そう思って見てみると、各会派均等だとか、そういうことも書かれていませんこの文章だけでいきますと、1つの会派から10人選ぶということも可能なわけです。そこの押さえをちょっとしておいた方がいいのではないですか、というのは、その上で議論すれば、会派の議論もしやすいかなと、こういうことなのです。

○橋川委員長 わかりました。

いろんな意見がありますけど、もちろん1会派から11人やとか10人とかで作るわけにはいかず、まず、これはもう当然の話しさで、均等に委員の選出をするということで。

外部の問題だけは残ります。ですから、これはまた意見を聞いてきてください。そして、次まとめさせていただきます。

ほかにないですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○橋川委員長 それでは、たくさん宿題を出しましたけど、本日の議論を踏まえ、もう一度各派で議論いただき、会派の意見集約をお願いいたします。

それでは、倫理確立の特別委員会を終了いたします。

〔閉会の宣言〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成18年10月18日

政治倫理確立特別委員長 橋川 犀也

[▲ ページのトップへ戻る](#)

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファクス:059-229-1931／E-mail:[gikaik@pref.mie.lg.jp](mailto:gikaik@pref.mie.lg.jp)



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

## 政治倫理確立特別委員会事項書

日時：平成18年10月18日（水）13時  
場所：議事堂 6階 601特別委員会室

### 【委員会】

#### 1 政治倫理条例について



## 三重県議会議員の政治倫理に関する条例案（タタキ台）

H18.10.18

構成	要旨	論点等
前文	<p>議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民のゆるぎない信頼があつてはじめて成し遂げられるものである。</p> <p>そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。</p> <p>我々議員は、県民の厳肅な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。</p> <p>ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準などを定める政治倫理の確立に関する条例を制定する。</p>	
1 目的	<p>この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>	
2 責務	<p>1 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、政治倫理に関し真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。</p>	<p>【参考】議会基本条例最終素案      第24条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 辞職、失職等により議員の職を離れた者についても、事実解明のための努力規定を設けるべきではないか。</li> </ul>
3 政治倫理規準	<p>議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、公正、誠実、清廉を基本とし、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。</p> <p>① 議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。</p> <p>② 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。</p> <p>③ 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。</p> <p>④ 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。</p> <p>⑤ 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。</p> <p>⑥ 議員は、県の職員及び県の関係団体の職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方自治法第92条の2で議員の兼業禁止を規定しているので、地方自治法も加えるべきではないか。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「県の関係団体」を「県の関係団体及び指定管理者」とすべきではないか。</li> <li>● 「公正な職務の執行を妨げる」を「公正な職務の執行を妨げ、又は妨げようと働きかける悪質な口利き」とするべきではないか。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議員、秘書、代理の者などからの提言、要望、意見などは情報公開の対象とすべきではないか。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議員が県からの補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことの禁止を明文化するべきではないか。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の項目を追加すべきではないか。</li> <li>○ 議員は、三重県職員（嘱託員及び臨時職員を含む）の採用、昇格又は異動に關し不当な干渉を行ってはならないこと。</li> <li>○ 議員は、その地位を利用して、嫌がらせをし、強制したセクシャル・ハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動を言う。）に当たる行為その他人権侵害の行為をしてはならないこと</li> </ul> <p style="text-align: right;">□</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政治倫理規準には様々な態様があるであろうから、具体的に記述して解釈を縛ってしまうより、項目数はタタキ合程度にして弾力的な対応ができるようにするべきではないか。口利き、人事への干渉、セクハラなどは⑥に包含されると考えるべきであり、詳しすぎる表現は他とのバランスを欠くことになるのではないか。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政治資金規正法、公職選挙法、交通三悪など県民の関心の高い違反事件に対しては厳しい対応を考えるべきではないか。</li> <li>● 口利きやセクハラ禁止などの具体的な規定を設けるのであれば、具体的に飲酒運転に対する厳しい対応を規定するべきではないか。</li> </ul>
4 審査の請求	<p>議員は、前条第1項各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員定数の1/2分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議員の政治倫理に関する事件が起きた時の迅速な対応ができるシステムを構築するべきではないか。</li> <li>● 請求の条件として、「議員定数の1/2分の1以上」のあとに「かつ、2会派以上」という文言を加えるべきではないか。</li> </ul>
5 審査会の設置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に三重県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。</li> <li>2 審査会は、委員1人以内で組織する。</li> <li>3 委員は、議員及び優れた識見を有する者のうちから議長が任命する。</li> <li>4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。</li> <li>5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査会を常設にする、又は審査を議運で行うという手段もあるのではないか。</li> <li>● 請求対象となる議員が政治責任を果たしたと認められる場合は、審査会を設置しない旨の例外規定を設けるべきではないか。</li> <li>● 委員数は11人以内が適当ではないか。</li> <li>● 会派の数が変わることもあるので、「10人程度」とし、弾力的な対応ができるようとするべきではないか。</li> <li>● 倫理委員会、審査会への外部委員を入れることも含めて仕組みづくりを考えるべきではないか。</li> </ul>
6 審査会の運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</li> <li>② 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</li> <li>③ 審査会は、審査の請求に係る議員につき、第3条第1項各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、次に掲げる措置を審査の結果に明記しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 政治倫理規準遵守の勧告</li> <li>イ 陳謝の勧告</li> <li>ウ 一定期間の出席自粛の勧告</li> <li>エ 役職辞任の勧告</li> <li>オ 議員辞職の勧告</li> <li>カ その他の措置</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定は、様々なものがあるのであるから、ア～カを列記するのではなくて、本文に、例えば「…と認めた場合で、役職辞任の勧告及び議員辞職の勧告等重要な勧告をしようとするときは、出席委員の3分の2以上の…」と記述するべきではないか。</li> </ul>

	<p>④ 審査会は、審査のため必要があるときは、議員等に対し、その出席を求める。意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。</p> <p>⑤ 審査の請求に係る議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。</p> <p>⑥ 審査の請求に係る議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。</p> <p>⑦ 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。</p> <p>⑧ 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査会の会議は、会議内容により非公開とすることができる旨の規定を設けるべきではないか。</li> <li>● 審査会の会議は、原則公開又は非公開とする旨の規定を設けるべきではないか。</li> </ul>
	<p>2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかった場合で、審査の請求に係る議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規準に違反する事実が存在しない旨議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が審査会に諮って定める。</p>	
7 議長への報告	審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	
8 審査の結果の通知	議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求に係る議員に対して審査の結果を通知するとともに、その結果を公表しなければならない。	
9 意見書の提出	<p>1 審査の請求に係る議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。</p> <p>2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。</p>	
10 措置	<p>1 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。</p> <p>2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事件が起きた後、逮捕、起訴などの時点、時点での議会内の活動の停止、役職の解任、停止などのルール化をするべきではないか。</li> <li>● 弾力的な対応ができるようルール化までには踏み込まない方が良いのではないか。</li> </ul>
11 委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	
附則	<p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>2 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	

9月5日の政治倫理確立特別委員会で提起された論点で、政治倫理条例以外での条例での対応と考えられるものについて

① 議員の資産公開に関しては議員本人のみならず、配偶者の資産も公開の対象にすべきではないか。

●関連条例：政治倫理の確立のための三重県議会議員の資産等の公開に関する条例

② 議員活動が事実上、停止している期間の報酬の減額等をルール化するべきではないか。

●関連条例：三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

③ 政務調査費の報告は全会派、全議員共通の様式で、基本的には政治資金団体の収支報告に準じて行う旨を明文化すべきではないか。

●関連条例：三重県政務調査費の交付に関する条例

 三重県議会 Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成18年度 委員会会議録 > 平成18年11月13日 政治倫理確立特別委員会 会議録

## 平成18年11月13日 政治倫理確立特別委員会 会議録

### 政治倫理確立特別委員会

#### 会議録

(閉会中)

開催年月日 平成18年11月13日 自 午前10時35分 ~ 至 午前11時20分

会議室 601特別委員会室

出席委員 12名

委員長 橋川 犁也 君

副委員長 舟橋 裕幸 君

委員 石原 正敬 君

委員 中森 博文 君

委員 水谷 隆 君

委員 田中 俊行 君

委員 田中 博 君

委員 桜井 義之 君

委員 三谷 哲央 君

委員 山本 勝 君

委員 吉川 実 君

委員 岩名 秀樹 君

欠席委員 0名

出席説明員

総務課長 神田 要文 君

企画

法務課長 高沖 秀宣 君

議事課長 青木 正晴 君

傍聴議員 なし

県政記者クラブ 9名

傍聴者 1名

議題および協議事項

1 調査事項

1. 政治倫理条例について

【会議の経過とその結果】

## 〔開会の宣言〕

## Ⅰ 所管事項の調査

## (1) 資料に基づき説明(神田課長説明)

## (2) 所管事項の質疑

○橋川委員長 それでは、たたき台について、政治倫理の基準、審査会の設置については後ほど協議をいたしたく、それ以外の項目についてまずご意見があればお願いをいたしたいと思います。

政治倫理基準と審査会の設置は、後ほど議論していただくことで、あと10の部分ですね。それから、今ちょっと報告のあります前文の部分だと何とかで、こういうふうに幹事会になりましたという部分があるのですけれども、それについて、まずそれぞれの会派の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

では、新政みえさん、いかがでしょうか。

○三谷委員 今の経過報告をお伺いしまして、私どもとしては今の経過報告、幹事会のご決定、ご意見どおりで結構です。

○橋川委員長 ありがとうございます。

自民・無所属・公明議員団の方、いかがですか。

○中森委員 はい。今、幹事会でお話していただいた内容で、この件は問題ないです。

○橋川委員長 それでは、未来塾さん、いかがですか。

○石原委員 結構です。

○橋川委員長 それでは、政治倫理の基準と、審査会の設置について以外の部分では、それぞれの会派了承ということでございますので、たたき台どおりということにいたしたいと思います。

それでは、政治倫理基準について論点は幾つかございますので、それらを含めてご意見をいただきたいと思います。

論点は、別紙横書きにまとめてございますが、いろいろ意見が出ました。ということで、一応これは委員会で皆さんのご意見を伺ってからまとめてみようと、こんなふうになりますてこの論点をまとめたところでございまして、幹事会においてまとめきれなかった部分をここに置いてございます。それぞれご意見をいただければと思いますので、新政みえさんいかがでございましょうか。

○三谷委員 悪質の中の口利きの話なのですが、先ほど不当なという言葉の置きかえもあるというご指摘をいただいたのですが、悪質であると不当であると、一体何が悪質で何が不当であるかというのは、なかなか判断が難しいところがあると思うのです。

やはり、理事者側にいろんな意味で働きかけを行ったり、要望、陳情等をするというのは、議員にとっては非常に重要な役割の1つですから、これを余りこれが悪質か不当かという議員自身がいろいろ判断するというのもなかなか難しいところがあると思います。

それで、これは当初私どもがお願いをしておりましたとおり情報公開の対象にして、県民の皆様方の目線から見たときに、悪質であるか不当であるかというご判断を県民の皆様方にお願いをするという仕組みをつくっていくというのが一番妥当ではないかなと思っておりまして、その点ぜひご議論をいただければなと思っておるところです。

○橋川委員長 ほかにございませんか。今のほかの部分では。新政みえさん、ほかの部分ではございませんか。

○三谷委員 ほかは、そう多くはありません。

地方自治法の92条も結構ですし、まだ犯罪、セクシャルハラスメントと余り具体的なものを書き込むのはどうなのかなという感じは、条例の中にですね。とは思いますが。

○橋川委員長 はい。わかりました。

それでは、無所属・公明さん、いかがですか。

○中森委員 原案のたたき台の場合は、例えば表現が具体性に乏しいということもありまして、県民やこの条例の特色を理解していただくために、少し具体性を表現していただいた方がいいのではないかという意見が多かったもので、例えば飲酒運転だとか、こういう話がありました。でも、それだけを特筆するのも全体のバランスもありますし、やはり犯罪行為及びその地位を利用した嫌がらせ、セクシャルハラスメント、いわゆる人権侵害であったり飲酒運転であったり、このような並列すると、議員の品位と名誉を損なう行為になるという1つの例を挙げて、その方がこの条文を県民が見たら、ああ、こういうことがそうなのかということで、より具体性を列記することによってわかりやすいのではないかと、こういうことが(1)でございますし、あわせて(6)につきましても、影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等、不当な行為というのが、例えばどういうことが、悪質な口利きというものが非常によく一般的に使われている文言であるので、ただ法的にはどうかなというところが整理する必要があるのですけれども、その定義をうちの会派では公共の福祉に反する働きかけとか、こういう表現に置きかえて、悪質な口利きの定義を示して、県民により具体性を提示してはどうかと、こういう意見がありましたので、できるだけそういう表現をこの条例に生かせていただきたいと、こういう意見で当初から提案させていただいているところです。

○橋川委員長 はい、ありがとうございます。

たたき台の中の職員、または県の関係団体職員に対してという部分の中に、例えば事務局の提案がございました職員ということになると、知事、あるいは三役等が入らないという場合もあるので、そこを公務員としたらどうかという事務局提案もございました。

それから、関係団体の中に指定管理者を含むかどうかということも、1つ幹事会では議論があつたところでございます。

そういったことも加味して、この文言の訂正をしていけばどうかなと、こう思います。

最後に未来塾さん、いかがでございましょうか、ご意見。

○石原委員 政治倫理基準の一番最初の条項は、地方自治法というのは入れてもらっても結構です。

(1)に関しては、やはり少しセクハラとか人権侵害とか飲酒運転という特定のことを書き込むのは、若干限定的になりすぎるという点で広く構えた方がいいですので、ちょっと書き過ぎかなという点があります。

2番のことは当然としていいと思います。5番といいますか、悪質な口利き、不当な口利きですが、条文に書いていただくのは結構なのですが、新政みえさん言われたように、やはり情報公開の対象にするということを実効あるものにするということで、それを担保しながらこの条文に書いていただくと。書くのであれば、まあいいのではないかというふうにして感じております。

○橋川委員長 はい、ありがとうございます。

それぞれの会派のご意見をいただきました。その中で、ちょっと提案いたしました詳細を書くか書かないかということについては、いろいろご意見があるようでございますが、例えば先ほどの(6)の県の職員、または県の関係団体の職員に対してという部分の中のこれ公務員というものを入れたら、知事や副知事、あるいは出納長等三役も入ってくるから、特にそういうところに対する働きかけも外してしまいますといけないところかと思いますので、そういう方向に書きかえてみたらどうかなという感じはいたしますが、その辺についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

未来塾さん。よろしいですか。自民党さん、よろしいですか。

それから、新政みえさん並びに未来塾さんから出ました、悪質な口利きも含めて具体的に書くよりは、情報公開条例の中で、条項の中に書き込んでもらうと。これは、知事部局の情報公開条例の方でございますし、そこにそれを書き込んでもらうということになりますと、我がこの特別委員会から知事部局の方にそういうふうなことをしなさいということを、どこかでつけ加えなければならないかなという感じがまして、附則につけるか、あるいは委員長報告の中でそういうものを入れ込んでいくか。その辺についてどうしたらいいか、ちょっと皆さんご意見を。

はい、どうぞ。

○三谷委員 でしたら、委員長報告等で明確に委員会としての意思として、執行部の方、これは執行部の方で条例改正してもらわないといかん話ですので、こちらの附則に書き込むよりは、委員長報告で申し出をしていただいた方が、意思表示をしていただいた方が、よりスマートじゃないかなという感じがするのですが。

○橋川委員長 自民党さんどうですか。

よろしいですか。ということは、自民・無所属・公明さんの意見として、こういうふうな悪質な口利き条例、あるいはセクシャルハラスメントとか、あるいは飲酒運転とか、そういうことを書き込んだ方がいいよというご意見が強かったのですが、そういうふうな

口利き条例じやなしに、情報公開条例の中にそれが含まれるということであれば、ある程度その辺はということもあるんですが、いかがでしょうか、その辺について。自民、公明、無所属の委員の皆さん。よろしいでしょうか。

○山本委員 先ほど中森委員さんが言われましたように、もう少し例えば名誉を損なう、品位とか名誉を損なう行為とか、それから不当な行為というのも、ある意味ではもう少し具体的にある程度の具体化、具体的というか、ある程度のそういう目安的なものを、本来やはり入れた方がえんじやないかなという、こういう形でいろいろ意見が出てましたんやけれども、ある程度こういう会議ですから、そういうわけにいきませんが、何らかの形でこういうところがどこかに明記されるというか、その精神がうたわれるような形になればいいのではないかという気はします。

○橋川委員長 ご意見として伺います。

○舟橋副委員長 情報公開の他府県の状況だけ、ちょっと報告いただけますか。情報公開の対象にしていて、今議論があった(6)の関連で、情報公開をしているところ、そういうはどういう状況で。

○神田課長 全国の都道府県では、13の県におきまして情報公開の対象となっております。

これは、全てを調べたわけではございませんが、執行部において例えば一定の公職者からの働きかけに関する取扱要綱とか要領などをつくって、そこで議員とか、あるいは職員のOBなどからの働きかけについて記録をすると。それを、記録をとることで、それが公文書のいわゆる情報公開条例でいう公文書の取り扱いにするということで、情報公開条例は本体については改正しなくとも、そういう取扱要領で今回でいうところの記録表というものが、公文書としてこれが情報公開条例何条による公文書というような表現をしているところが大半です。

○舟橋副委員長 おそらく条例をつくったときに、内規みたいなものをつらなければならぬと思うのです。その内規へ、例えば自無公さんが言われる、品位と名誉を汚す行為というのはどんなものをいうなどと入れて、詳細説明を書き込んでいくというのも、1つの手かなとは思ったりするのですけれども。

○三谷委員 情報公開条例の取り扱いの変更ということですが、その取り扱いの変更を委員長報告で提案をされるときに、委員長報告の中にこの条例の精神というか趣旨として、例えばこういう不当な悪質な口利き等、またセクハラとか、それから飲酒運転とか、そういうふうなもの、一応ここへ例として挙げて、それを委員長報告の中に盛り込んでいただきて、一緒に情報公開条例の取り扱いの変更を委員長報告として上げるということになれば、この情報公開条例の変更、何を目指しているのかということが、県民の皆さん方によくわかっているのではないかと、そんな感じもします。

その辺のところはお任せしますが。

○橋川委員長 はい、わかりました。

○山本委員 今、2点聞かさせていただきましたけれども、本来ですとこの政治倫理に関する条例の中で、ある意味では条例を見ることによって、全体がすぐわかるという、その辺のところから行けば、舟橋副委員長の言われたようなこういう方向というのは、ある面ではいいんじゃないかなと私たちも思いますけれどもね。

情報公開の関係もいいんですけども、できればこういう政治倫理に関する条例の中で、細則のような形の中で決めていただと形が、それが一番わかりやすい。

○橋川委員長 いろいろ意見いただきました。

それから、最後の議員、市長、代理者などによる提言、要望、意見など、この部分については、今さっき出ましたですね。情報公開の対象の中に入れていいければ、もうそれでこれはいいと思いますので、これは削除させていただいてよろしいでしょうか。よろしいですね。

それから、地方自治法等については、皆さんのご意見としてはこれは入れてもいいだろうということですので、ここの論点の部分は削除いたします。

そうすると、あと審査会の設置でありますと、ここに論点のところに、「議員の政治倫理に関する事件が起きた時の迅速な対応ができるシステムを構築すべきではないか」という意見とか、「審査会を常設する、又は審査会を議運で行うという手段」とか、あるいは「審査会への外部委員を入れることを含めて仕組みづくりを考えるべき」で、この論点がまだ残っておりますと、この辺をどういうふうに、人数につきましては11人以内ということと、それから議会運営委員会で決議を経てということで、会派、2会派とかいう問題等については消えたと。要するに、幹事会の方ではそういうふうに一応決めていただいたのですが、残るこの3点について、特に左側の用紙の中に組み入れなければならない部分があるかどうか、ご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

新政みえさん。

○三谷委員 もし、審査会を議運のメンバーで構成するということならば、迅速に設置できますので、これ3点とも、1と3は私たちの会派から申し入れた話なんですが、議運のメンバーでも設置するということになれば、迅速な対応のシステムというのは自動的に構築できますから、これはもうこれで。もし、そういうことならばそれで結構だと思います。

外部の委員が、事前に例えば人事委員会の委員をだれぞれと決めておれば、迅速な対応ができるのですが、改めてそこで外部委員の選任ということになってきますと、またそれで時間がかかるということになれば、あえて私たちの会派としては、余り時間がかかるようなことはやる必要はないと思ってますから、自分ところで言った話なのですが、もし時間がかかるというご結論ならば、取り下げさせてもらいます。

○橋川委員長 自民、公明、無所属の方のご意見はいかがですか。この点について。

○中森委員 迅速にやる。はい。それで問題ないですね。

○橋川委員長 次に、未来塾さんいかがでしょう。

○石原委員 その議運のメンバーがどうかというのは、ケース・バイ・ケースがあるので、議運のメンバーの中からそういう対象者が出ることも考えられますので、余りifikスするのではなくて、そこで議会運営委員会の議決を経てというので、議会全体の総意というか、そういうふうな仕組みを担保するという意味ですので、三谷委員言われたような部分というのは、少し固まり過ぎるかなと思っております。

ただ、基本的にはそういう路線で、会派の代表で決まっていくということで理解させていただきたいと思います。

外部委員については、やはり少し時間がかかるということと、議員の我々で何とか審査会を設置して、外部の意見を取り入れることは積極的にやるべきですので、参考人として呼んで意見を伺うとか、そういうふうなことであれば、いいのではないかというふうにして思っております。

○橋川委員長 はい、ありがとうございます。

それぞれの会派のご意見をいただきました。

それで、もう一つ10番の措置の問題で、ここにも論点の整理がしてございます。事件が起きた後、逮捕、起訴などの時点での議会での活動の停止、役職の解任、停止などのルール化をすべきではないかという意見もございまして、逆に弾力的な対応ができるようにルール化までは踏み込まない方がいいのではないかと、こういう意見もございました。これについてはいかがでございましょうか。

新政みえさんどうぞ。

○三谷委員 私ども提案させていただいた件なのですが、ただ、その後のこの委員会の議論の中で、例えば逮捕であっても推定無罪という場合もこれありますし、起訴だから必ずしも有罪であるとは限らないというようなご意見もございましたので、弾力的にその時点の全体的な状況を審査会等でご判断をいただいて、適切な処置をとっていただければと思いますので、ルール化は取り下げさせてもらいます。

○橋川委員長 はい。自民・無所属・公明の方はいかがですか。

○中森委員 今お話をありましたように、ルール化まではなかなか難しい部分があるので、弾力的な対応ができるような状況、審査会にゆだねるという方がいいのではないかと思います。

○橋川委員長 未来塾さん。

○石原委員 同様で、審査会の立ち上げを迅速に行うということで、ルール化というのは弾力的なものにすると。

○橋川委員長 わかりました。論点等につきまして、それぞれの会派のご意見をいただきまして、今後、今の倫理基準の問題を少し残して、ほぼ大体論点についてはそれぞれのご理解をいただいたようあります。

それで、正副委員長で今のそれぞれの委員の皆さん方のご意見をちようだいした部分を考慮して、成案になるかどうかわかりませんがまとめてみて、そしてもう一度この委員会に最終案として提示させていただいて、最終的にご意見をいただいて、そして次の定例会の中でこの条例案を提出をさせていただくべく、成案に向けて整理していきたい、こう考えておりますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日いただいた意見を、正副委員長で整理をさせていただいて、問題はこれを整理しても果たして条例として文言その他が正しいかどうかについては、まだ検討をいたしておりませんので、事務局に検討をさせて、成案づくりの方向で進めたいと思いますが、1つは今日中にやってしまおうかということも1つあるんです。しかし、事務局の方が今日中ではちょっと無理ということになりますと、日を改めて最終的な委員会を開いて、そして最終案を皆さんに議決いただくということにならうかと思うのです。

副委員長、どうでしょう。

○舟橋副委員長 幹事と委員長、副委員長、事務局で整理をし直しさせていただいて、幹事会でやるというのも1つの方法かなと思います。

○山本委員 何かスケジュール的に、スケジュールはあるんですか。急いでみえる理由とか。

○舟橋副委員長 12月の議会では何とか条例にしたいと。

○橋川委員長 何とか条例にしたいということな物ですから、当然こういう倫理要領ですから、こういう問題が起きたとき、できるだけ早く議会としては対応したいということで、できるだけ早い機会にこの条例を上げたいというふうには、最初からそういう意向で進められた特別委員会でございますので、もうできるだけ敏速に仕上げたいということで、次期定例会で条例として成案させていただきたいと。

ただ、問題はやはり慎重に考えなきやならないのは、文案その他が余り恥ずかしい条例であってはいけないものですから、ちゃんとやはり精査した上で上げてこなきやならん。

だから、正副委員長にはある程度任せて、一任できるということであれば、私どもで整理した後を、事務局に成案させて、最終チェックをこの委員会で1日だけとていただくということであれば、今日どうしてもやらなきやならないということはない。

ということは、例えば議運の日がありますが、その日に一応それまでに条例の成案を、事務局とよくはかった中で成案をつくっておいて、その議運の日に最終チェックを皆さんからいただけ、委員会を開いて。そういうことになれば、次の議会には確実に上げられる、こういうことにならうかと思うんです。それでよろしいでしょうか。

○舟橋副委員長 午後もありますというのを言っただけですから、最終的にまとめられた委員長の方向で皆さんによければそれで。

○橋川委員長 正副委員長にご一任いただいたということで、今日のご意見を伺ったものを整理してやっていくと。

(事務局より21日までに整理することは難しい旨の発言あり)

○舟橋副委員長 幹事会を、もう一回開いてこの修正、論点のところは修正したのも聞くということでどうでしょうか。

○橋川委員長 事務局の方から21日までにはちょっと時間的に無理だということでございますので、改めてでき上がった時点で連絡をさせていただいて、要するに開会日までにはこの会議をもう一度開かせていただけ、最終チェックをいただけということでおよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○橋川委員長 それから、この論点の一番最後の裏のページに、論点が3つございまして、これも幹事会で話し合いをいたしました。

例えば、政務調査の報告の問題だとか、議員活動が事実上停止して期間の報酬の問題だとか、それから資産公開についての配偶者の資産をどうするかとか、倫理規定とは違うのですけれども、こういう要綱も同時審議されてまいりましたが、幹事会の結果では、政務調査費については政務調査費を検討会で、協議を進めていただけておるということもございまして、それから、活動停止、事実上活動停止しておる期間についての報酬等については、これはもう議員報酬の規定がありますから、それを変えるというのは難しいということと、資産公開については配偶者の資産を公開するまでは至らないと、こういうことで一応それは削除するということで幹事会では一致したんですけども、この点についてもご報告し、皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○橋川委員長 この問題についても、一応皆さんのご意見としては削除するということで、一応論点をまとめていただきましたので、あとは正副委員長でこのまとめをいたしまして、成案にして皆さんに最終的チェックをいただくと、こういう格好に進めたいと思います。

それでは、政治倫理確立特別委員会をこれで終了をさせていただきます。

[閉会の宣言]

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成18年11月13日

政治倫理確立特別委員長 橋川 翼也

[▲ ページのトップへ戻る](#)

---

問い合わせ先:県議会事務局  
電話:059-224-2877／ファクス:059-229-1931／E-mail:[gikaik@pref.mie.lg.jp](mailto:gikaik@pref.mie.lg.jp)



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



## 政治倫理確立特別委員会事項書

日時：平成18年11月13日（月）

予算決算特別委員会 終了後

場所：議事堂 6階 601特別委員会室

### 【委員会】

#### 1 政治倫理条例について



## 政治倫理確立特別委員会幹事会 経過報告概要

平成18年11月13日

### 1 タタキ台「前文」「1 目的」、「2 責務」について

幹事会での議論について経過報告させていただきます。

まず、「前文」、第1の「目的」、第2の「責務」について、幹事会において、特に異論はありませんでした。

なお、第2の「責務」のところに「辞職、失職等により議員の職を離れた者についても、事実解明のための努力規定を設けるべきではないか。」という論点がありましたが、前回の委員会の議論で努力規定であるのでそこまでは規定しなくても良いのではという意見があり、また、幹事会でも特に規定すべきとの意見はありませんでしたので、論点から削除しております。

### 2 タタキ台「3 政治倫理規準」について

第3の「政治倫理規準」につきましては、幹事会で議論しましたが、論点が多く、また、原案のままで良いという意見と修正を求める意見とがあるため、両論併記で議論した方が良いということになり、この部分については論点を若干整理し、別紙としました。

なお、別紙の第1項の本文についての論点として、「地方自治法第92条の2で議員の兼業禁止を規定しているので地方自治法も加えるべきではないか」という意見がございましたが、これについては、特段、否定する意見もないことから、「地方自治法」という文言を入れたものを修正案文（アンダーラインを引いた部分）としております。

他に幾つかの論点がございましたが、修正案に反映された論点については、削除しております。

また、「議員が県からの補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことの禁止を明文化すべきではないか。」という論点がありましたが、県からの補助は「公益上必要がある場合」（自治法第232条の2）に限られており、そのような公益上必要のある団体の役職に就くことまでも制限するのは、団体の活動に影響を与え、かえって行政目的を阻害する恐れがあるのでないか、また、兼業禁止ということであれば、先ほどの地方自治法第92条の2で議員の兼業禁止規定があるため、論点から削除しております。

### 3 タタキ台「4 審査請求」について

「請求の条件として、『議員定数の12分の1以上』のあとに「かつ、2会派以上」という文言を加えるべきではないか。」という論点がありましたが、この点に関して、「議会運営委員会や代表者会議など議会全体として議論をして審査の請求がされるのであれば文言にこだわらない。」との追加意見が出されました。

このため、次の「5 審査会の設置」において、「議会運営委員会の議決を経て」という文言を挿入して、議会全体としての議論がなされることとなる案文（アンダーラインを引いた部分）としております。

### 4 タタキ台「5 審査会の設置」について

「委員数は11人以内が適当ではないか。」という意見、及び「会派の数が変わるので、『10人程度』とし、弾力的な対応ができるようとするべきではないか。」という意見については、特段に意見の大きな相違はないと幹事会では認識が一致したため「委員11人以内」という案に修正しております。

また、前回の委員会で、「請求対象となる議員が政治責任を果たしたと認められる場合は、審査会を設置しない旨の例外規定を設けるべきではないか。」という論点がありましたら、幹事会では特に規定すべきとの意見はなく、論点から削除しております。

以上が、幹事会における協議経過であります。

## 三重県議会議員の政治倫理に関する条例案（タタキ台）

H18. 11. 13

構成	要旨	論点等
前文	<p>議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民のゆるぎない信頼があつてはじめて成し遂げられるものである。</p> <p>そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。</p> <p>我々議員は、県民の厳謹な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。</p> <p>ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準などを定める政治倫理の確立に関する条例を制定する。</p>	
1 目的	この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳謹な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。	
2 責務	<p>1 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、政治倫理に関し真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。</p>	
3 政治倫理規準	<p>議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動等に関する諸規定を厳守するとともに、公正、誠実、清廉を基本とし、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。</p> <p>① 議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。</p> <p>② 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。</p> <p>③ 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。</p> <p>④ 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。</p> <p>⑤ 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。</p> <p>⑥ 議員は、県の職員又は県の関係団体の職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p>	<p>別紙</p>

4 審査の請求	議員は、前条第1項各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員定数の1/2分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。	
5 審査会の設置	<p>1 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会の議決を経て、議会に三重県議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を速やかに設置する。</p> <p>2 審査会は、委員1人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、議員及び優れた識見を有する者のうちから議長が任命する。</p> <p>4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。</p> <p>5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議員の政治倫理に関する事件が起きた時の迅速な対応ができるシステムを構築するべきではないか。</li> <li>● 審査会を常設にする、又は審査を議運で行うという手段もあるのではないか。</li> <li>● 審査会への外部委員を入れることも含めて仕組みづくりを考えるべきではないか。</li> </ul>
6 審査会の運営	<p>1 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>① 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>② 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>③ 審査会は、審査の請求に係る議員につき、第3条第1項各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、役職辞任の勧告及び議員辞職の勧告等重要な勧告をしようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとする。</p> <p>④ 審査会は、審査のため必要があるときは、議員等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。</p> <p>⑤ 審査の請求に係る議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。</p> <p>⑥ 審査の請求に係る議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。</p> <p>⑦ 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。</p> <p>⑧ 審査会の会議は、原則として非公開とする。</p> <p>⑨ 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかった場合で、審査の請求に係る議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規準に違反する事実が存在しない旨議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が審査会に諮って定める。</p>	
7 議長への報告	審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	
8 審査の結果の通知	議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求に係る議員に対して審査の結果を通知するとともに、その結果を公表しなければならない。	

## (構成)

## (要旨)

## (論点等)

9 意見書の提出	1. 審査の請求に係る議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2. 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。	
10 措置	1. 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。 2. 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。	● 事件が起きた後、逮捕、起訴などの時点、時点での議会内の活動の停止、役職の解任、停止などのルール化をするべきではないか。 ● 弾力的な対応ができるようルール化までは踏み込まない方が良いのではないか。
11 委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	
附 則	1. この条例は、平成 年 月 日から施行する。 2. 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	

9月5日の政治倫理確立特別委員会で提起された論点で、政治倫理条例以外での条例での対応と考えられるものについて。

① 議員の資産公開に関しては議員本人のみならず、配偶者の資産も公開の対象にすべきではないか。

●関連条例：政治倫理の確立のための三重県議会議員の資産等の公開に関する条例

② 議員活動が事実上、停止している期間の報酬の減額等をルール化するべきではないか。

●関連条例：三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

③ 政務調査費の報告は全会派、全議員共通の様式で、基本的には政治資金団体の收支報告に準じて行う旨を明文化すべきではないか。

●関連条例：三重県政務調査費の交付に関する条例

※政務調査費については、現在、政務調査費研究会を設け検討しています。

## 三重県議会議員の政治倫理に関する条例案（政治倫理規準）

H18.11.13

構成	タキ合（原案）	タキ合の修正案	論点等
3 政治倫理規準	議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、公正、誠実、清廉を基本とし、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。	議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動等に関する諸規定を遵守するとともに、公正、誠実、清廉を基本とし、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。	※ 幹事会において、「地方自治法第92条の2で議員の兼業禁止を規定しているので地方自治法も加えるべきではないが」という意見について、特に反対意見はなかった。
	① 議員は、議員の品位と名誉を損ねてはならないこと。 ② 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。	① 議員は、犯罪行為及びその地位を利用した嫌がらせやセクシャルハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動をいう。）等の人権侵害並びに飲酒運転等の議員の品位と名誉を損なう行為により県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。 ② 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならない。さらに、議員の権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。	
	③ 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政手続方に關し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。	(左記に同じ)	
	④ 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。	(②に包含)	
	⑤ 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。	(左記に同じ)	
	⑥ 議員は、県の職員又は県の関係団体の職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げ等不当な行為をしてはならないこと。	⑥ 議員は、悪意な口利き（国若しくは地方公共団体の公務員又は關係団体（指定管理者を含む）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げ又は公共の福祉に反する働きかけをいう。）等不当な行為をしてはならないこと。	
			● 議員、秘書、代理の者などからの提言、要望、意見などは情報公開の対象とすべきではないか。





三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成18年度 委員会会議録 > 平成18年12月1日 政治倫理確立特別委員会 会議録

## 平成18年12月1日 政治倫理確立特別委員会 会議録

### 政治倫理確立特別委員会

#### 会議録

(開会中)

開催年月日 平成18年12月1日 自 午後3時15分 ~ 至 午後3時20分

会議室 601特別委員会室

出席委員 12名

委員長 橋川 犁也 君

副委員長 舟橋 裕幸 君

委員 石原 正敬 君

委員 中森 博文 君

委員 水谷 隆 君

委員 田中 俊行 君

委員 田中 博 君

委員 三谷 哲央 君

委員 山本 勝 君

委員 吉川 実 君

委員 岩名 秀樹 君

欠席委員 1名

委員 桜井 義之 君

出席説明員

総務部長 中尾 瞳 君

総務課長 神田 要文 君

企画

法務課長 高沖 秀宣 君

議事課長 青木 正晴 君

傍聴議員 なし

県政記者クラブ 11名

傍聴者 2名

議題および協議事項

I 調査事項

1. 政治倫理条例について

## 【会議の経過とその結果】

## 〔開会の宣言〕

## I 所管事項の調査

○橋川委員長 それでは、所管事項の調査に入ります。

まず、配付いたしました「条例案」につきましては、前回の委員会で御了承いただいた「たたき台」をもとに作成したものであり、法令執務上、細かい語句については修正をしてありますが、内容は変わっておりません。

条例案について、何かご意見はございませんか。

「新政みえ」いかがですか。

○三谷委員 ありません。

○橋川委員長 「自民・無所属・公明議員団」いかがですか。

○中森委員 ありません。

○橋川委員長 「未来塾」いかがですか。

○石原委員 ありません。

○橋川委員長 それでは、配付の「条例案」は変更なしといたします。

この条例案につきましては、本委員会の全員の発議で、12月20日の閉会日に上程いたしたいと考えておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○橋川委員長 ご異議がないようですので、そのように決定いたしました。

上程にかかるスケジュールですが、18日の予算決算特別委員会修了後に全員協議会を開催していただきたい、全議員に条例案を説明いたしたいと存じますが、如何でしょうか。

(異議なしの声あり)

○橋川委員長 それでは、そのようにいたします。

続いて19日の議会運営委員会で、条例案の説明、20日の閉会日に上程というスケジュールとなります。

次ぎに、先の委員会でご議論のありました、議員等からの執行部への働きかけを情報公開の対象とする件について、ご協議をお願いします。

議員から、執行部に対しての提言、要請等、いわゆる口利きと言われるものについて、この条例においても、政治倫理規準を設けて、議員は、不当な働きかけをしてはならないと明記しております。

議員は、自律自戒して臨んでおりますが、もとより議員が地域や住民の声・要請など執行部に伝えることは議員活動の上で重要な行為であります。

何が正当で何が不当かの判断が難しいものもあり、又議員活動の透明性を担保するためにも、執行部において、議員等からの口利きを記録し、情報公開の対象とする制度を創設すべきであるというのが前回までの委員会の意見であります。

条例施行後、速やかに執行部において口利きに関して、情報公開の対象とする制度を発効させるために、事前に検討を進めるよう委員会として求めたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、当局には、口利きを記録し、情報公開の対象とするような制度を早急に創っていただくよう検討をお願いします。

総務部長よろしいですね。

○中尾総務部長 ただいま委員長からお話をありました点、執行部の問題といたしましても公正公平な職務の遂行という観点から重要な問題であると認識しております。

当委員会からのご指示を踏まえまして早急に制度化の作業を進めたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○橋川委員長 それでは、早急に制度化していただくようよろしくお願ひします。

口利きについては、今後、執行部との議論を重ねて最終案を見たいと思いますので、今日のところは制度化をするよう要望をするというところでとどめておきたいと思います。

これで、政治倫理確立特別委員会を終了いたします。

〔閉会の宣言〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成18年12月1日

政治倫理確立特別委員長 橋川 犁也

[▲ ページのトップへ戻る](#)

---

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファクス:059-229-1931／E-mail:[gikaik@pref.mie.lg.jp](mailto:gikaik@pref.mie.lg.jp)



---

Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



## 政治倫理確立特別委員会事項書

日時：平成18年12月1日（金）

本会議 散会後

場所：議事堂 6階 601 特別委員会室

### 【委員会】

- 1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例案について



## 三重県議会議員の政治倫理に関する条例案

議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の搖るぎない信頼があって初めて成し遂げられるものである。

そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。

我々議員は、県民の厳粛な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。

ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準等を定める政治倫理に関する条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

### (責務)

第2条 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持つて、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

### (政治倫理規準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

- 一 議員は、議員の品位と名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。
- 二 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。
- 三 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。
- 四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
- 五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。
- 六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

（審査の請求）

第4条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるとときは、議員の定数の12分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

（審査会の設置）

第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。

- 2 審査会は、委員11人以内で組織する。
- 3 委員は、議員のうちから議長が任命する。
- 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
- 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（審査会の運営）

第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

- 一 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 二 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 三 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第3条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとする。
  - 四 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
  - 五 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があつた場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。
  - 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。
  - 七 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。
  - 八 審査会の会議は、原則として非公開とする。
  - 九 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかつた場合で、審査の請求をされた議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規準に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。
  - 3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。

(議長への報告)

第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第8条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認のうえ、審査の

結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第9条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

提出依頼様式

政治倫理条例の条文ごとに区分して、7月16日（金）まで  
に事務局へご提出願います。

会派名：

区分 三重県議会議員の政治倫 理に関する条例の各条文	課題
前文	
目的（1条）	
責務（2条）	
政治倫理規準 (3条)	
審査の請求 (4条)	
審査会の設置 (5条)	

審査会の運営  (6条)	
議長への報告  (7条)	
審査の結果の 通知及び公表  (8条)	
意見書の提出 及び公表  (9条)	
措置 (10条)	
委任 (11条)	
その他	